

S B I 全世界高配当株式ファンド（年 4 回決算型）
（愛称：スマートベータ・世界高配当株式（分配重視型））

追加型投信／内外／株式

投資信託説明書（請求目論見書）

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

2025 年 5 月 20 日

S B I アセットマネジメント株式会社

S B I 全世界高配当株式ファンド（年 4 回決算型）
愛称： スマートベータ・世界高配当株式（分配重視型）

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う本ファンドの募集については、発行者である委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2024 年 8 月 28 日に関東財務局長に提出しており、2024 年 9 月 13 日にその効力が生じております。

委託会社における照会先
S B I アセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前 9 時～午後 5 時）
ホームページアドレス <https://www.sbiam.co.jp/>

2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書のうち、同法第 15 条第 3 項の規定に基づき投資者が本ファンドの受益権を取得する時までに投資者から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. 本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

< 目次 >

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第 1 ファンドの状況	4
第 2 管理及び運営	43
第 3 ファンドの経理状況	49
第 4 内国投資信託受益証券事務の概要	82
第三部 委託会社等の情報	83
第 1 委託会社等の概況	83

信託約款

発行者名	S B I アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 梅本 賢一
本店の所在の場所	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

S B I 全世界高配当株式ファンド（年4回決算型）

（以下「ファンド」または「本ファンド」といいます。）

愛称として「スマートベータ・世界高配当株式（分配重視型）」という場合があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるS B I アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

① 当初申込期間 1,000億円を上限とします。

② 継続申込期間 1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

① 当初申込期間：1口当たり1円

② 継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

(i) 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により、評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

(ii) 基準価額の算出頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社の照会先

S B I アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>

(5)【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

- ・ 分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります)
 - ・ お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。(当初1口=1円)
 - ① 分配金受取コース
 - ② 分配金再投資コース
- 再投資される収益分配金については1口単位とします。
- 取得申込に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。
- また、確定拠出年金を通じて取得申込を行う場合は、当該定めにしたがうものとします。
- 詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(7) 【申込期間】

- ① 当初申込期間：2024年9月13日(金曜日)から2024年9月30日(月曜日)
 - ② 継続申込期間：2024年10月1日(火曜日)から2025年11月20日(木曜日)までとします。
- なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。
販売会社は、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

- ① 当初申込期間
当初申込期間にかかる取得申込金額の総額は、信託設定日(2024年10月1日)に、販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンドにかかる口座に払い込まれます。
- ② 継続申込期間
取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。
各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。
販売会社は、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

- ① お申込みの方法等
 - (i) 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込み旨のお申込書を提出します。
 - (ii) 前記(i)の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。
 - (iii) 本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取コース」と、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。)
 - (iv) 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資契約」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定

は、当該別の名称に読替えるものとします。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、主として日本を含む世界各国の株式※に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

※日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式ならびに上場することが確認できる株式をいいます（以下、同じ）。

② ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／内外／株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

◎商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信／内外／株式」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品の分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信		その他資産 ()
	内外	資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））
決算頻度	年 4 回
投資対象地域	グローバル（日本を含む）
投資形態	ファミリーファンド
為替ヘッジ	なし

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回 年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月) 年 12 回 (毎月)	グローバル (日本を含む) 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり () なし
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	日々			
不動産投信	その他			
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	()			
資産複合				

属性区分の定義

該当分類	区分の定義
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。(株式 一般) とは、とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
年 4 回	目論見書又は投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本を含む)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含みます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	ヘッジなし 目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

③ 信託金の限度額

3 兆円を上限とします。

- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。



別に定める投資信託証券(以下、「マザーファンド」ということがあります。)を主要投資対象とします。

【別に定める投資信託証券】

- SBI米国高配当株式マザーファンド(国内籍親投資信託)
- SBI欧州高配当株式マザーファンドⅡ(国内籍親投資信託)
- SBI新興国高配当株式マザーファンド(国内籍親投資信託)
- SBI日本高配当株式マザーファンド(国内籍親投資信託)



各マザーファンドによる株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求をめざします。

- 各投資対象地域の投資にあたっては、それぞれの平均配当利回りが市場平均を上回るように銘柄の選定を行なうことを基本とします。



各マザーファンドにおいては、以下のようにポートフォリオの構築を行います。

- 銘柄の選定にあたっては、予想配当利回りが市場平均と比較して高い銘柄を中心に、配当の状況、企業のファンダメンタルズ要因、株価のバリュエーション等に関する評価・分析など、委託会社独自の基準に基づき、投資銘柄を選別します。
- ポートフォリオの構築にあたっては、各種市場指数の構成、個別銘柄の時価総額や流動性等も勘案しながら、各銘柄の組入比率を決定します。なお、ポートフォリオで保有する銘柄ならびに組入比率の見直しは、随時、行います。

※ 予想配当利回りが市場平均と比較して高い銘柄を中心に投資銘柄の選別を行いますが、予想配当利回りの高い銘柄が必ずしも組み入れられるとは限りません。

※ 実質的なポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回ることを保証するものではありません。

※ 業種の分散を図れないことがあり、ファンドの基準価額の変動が、市場動向と乖離することがあります。



各マザーファンドの投資配分比率については、随時、変更します。

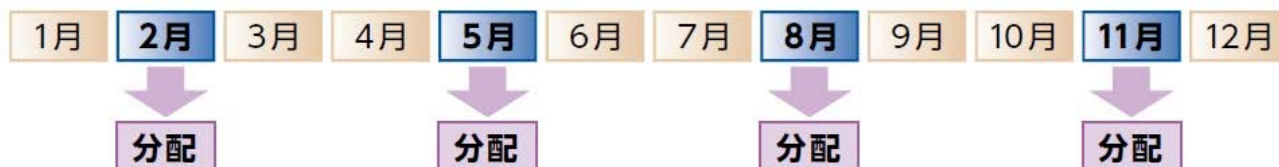


実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。



年4回(原則として2月、5月、8月ならびに11月の各20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。原則として、経費控除後の配当等収益等を中心に分配することをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。



- ・ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

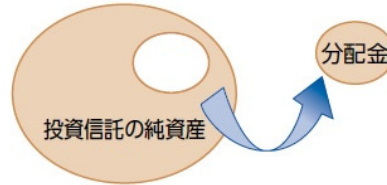
主な投資制限

- ① マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

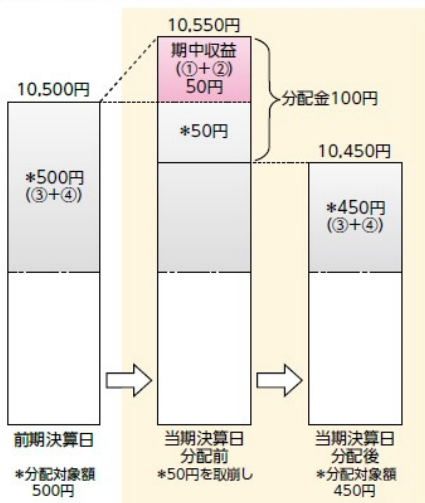
投資信託で分配金が支払われるイメージ



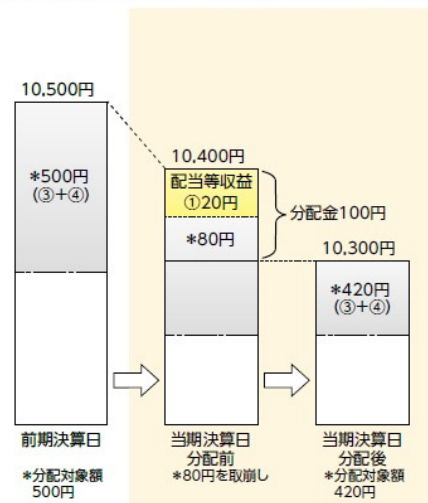
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

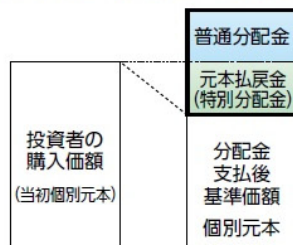


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

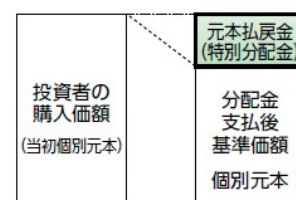
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2024 年 10 月 1 日

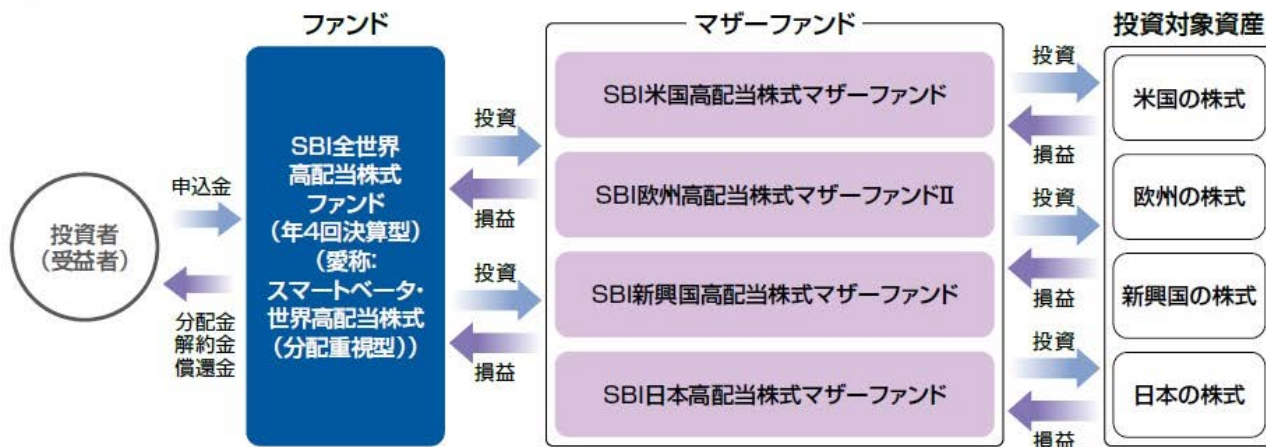
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

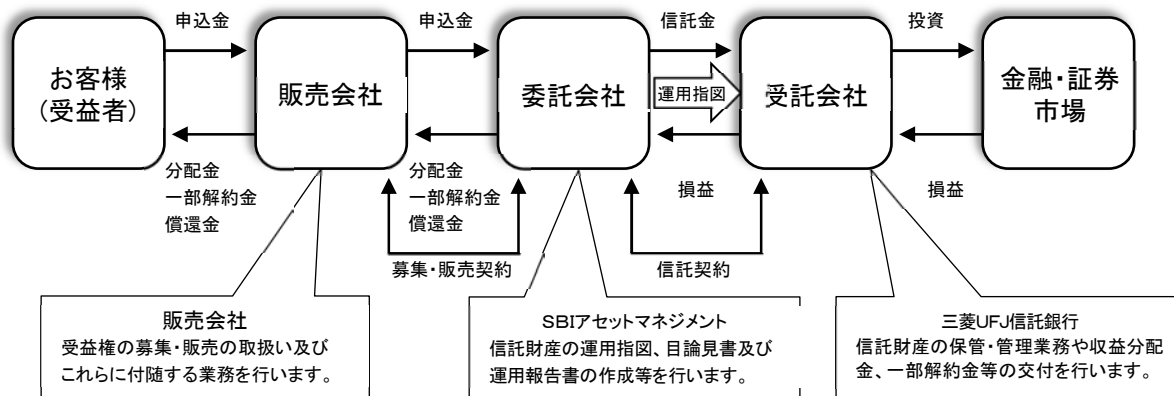
① ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資信託(ベビーファンド)の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



② 委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託しています。

③ 委託会社の概況（2025 年 2 月末現在）

1) 資本金

4 億 20 万円

2) 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002 年 5 月 1 日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社（現ＳＢＩホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現ＳＢＩホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、ＳＢＩグループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社（ＳＢＩＡＭＧ）が、モーニングスター株式会社より取得しました。ＳＢＩＡＭＧはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

2022年8月1日に、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をしました。なお、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

2022年10月1日には、モーニングスター株式会社がＳＢＩＡＭＧを吸収合併したことにより、モーニングスター株式会社は過半数を超える筆頭株主となりました。なお、同社は2023年3月30日に、ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2023年4月1日に、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併しました。なお、商号はＳＢＩアセットマネジメント株式会社を継承しました。

1986年8月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987年2月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
1987年9月9日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
2000年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
2001年1月4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
2002年5月1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年7月1日	ＳＢＩアセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年9月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）
2022年8月1日	ＳＢＩアセットマネジメント株式会社、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併。ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。
2023年4月1日	ＳＢＩアセットマネジメント株式会社は、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併。ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

3) 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,378,823株	97.9%
PIMCO ASIA LIMITED	Suite 2201, 22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong	29,507株	2.1%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 基本方針

この投資信託は、主として日本を含む世界各国の株式※に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

※日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式ならびに上場することが確認できる株式をいいます（以下、同じ）。

2. 運用方法

(i) 投資対象

別に定める投資信託証券（以下、「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象とします。
（別に定める投資信託証券）

- ・ S B I 米国高配当株式マザーファンド（国内籍親投資信託）
- ・ S B I 欧州高配当株式マザーファンドⅡ（国内籍親投資信託）
- ・ S B I 新興国高配当株式マザーファンド（国内籍親投資信託）
- ・ S B I 日本高配当株式マザーファンド（国内籍親投資信託）

(ii) 投資態度

- ①各マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、日本を含む世界各国の株式に実質的に分散投資します。
- ②マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ③実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ④各マザーファンドによる株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターン追求を目指します。なお、各投資対象地域の投資にあたっては、それぞれの平均配当利回りが市場平均を上回るように銘柄の選定を行なうことを基本とします。
- ⑤各マザーファンドの投資配分比率については、随時、変更します。
- ⑥資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

本ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）

ハ 金銭債権

ニ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

② 運用の指図範囲等（信託約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主として、S B I アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された別に定めるマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. ならびに 17. の証券または証書のうち 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から 6. までの証券および 12. ならびに 17. の証券または証書のうち 2. から 6. までの証券の性質を有するもの、および 14. の証券のうち投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13. の証券および 14. の証券（ただし、投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲等（信託約款第 17 条第 2 項）

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。④において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ 前記②の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（信託約款第 17 条第 3 項）

⑤ マザーファンドの概要

下記概要は、有価証券届出書提出日現在の予定であり、今後、変更になる場合があります。

1. SBI 米国高配当株式マザーファンド

基本方針	この投資信託は、主として米国の株式※に投資し、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。 ※ 米国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式ならびに上場することが確認できる株式をいいます（以下、同じ）。
主な投資対象	米国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	①株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターン追求を目指します。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るように銘柄の選定、投資比率の決定を行なうことを基本とします。 ②銘柄の選定にあたっては、予想配当利回りが市場平均と比較して高い銘柄を中心に、配当の状況、企業のファンダメンタルズ要因、株価のバリュエーション等に関する評価・分析などを勘案し、投資銘柄を選別します。 ③ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額や流動性等も

	勘案しながら、各銘柄の組入比率を決定します。なお、ポートフォリオで保有する銘柄ならびに組入比率の見直しは、随時、行います。 ④組入外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。 ⑤株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。 ⑥資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	①株式への投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ④投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑨有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲内で行います。 ⑩スワップ取引は、信託約款第22条の範囲内で行います。
信託期間	無期限(設定日:2024年10月1日)
決算日	毎年8月20日(休業日の場合は翌営業日) 初回決算は、2025年8月20日(水曜日)とします。
信託報酬	ありません。
信託金の限度額	5,000億円 ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

2. SBI欧州高配当株式マザーファンドⅡ

基本方針	この投資信託は、主として欧州*の株式に投資し、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。 ※欧州の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式ならびに上場することが確認できる株式をいいます（以下、同じ）。
主な投資対象	欧州の株式を主要投資対象とします。
投資態度	①株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターン追求を目指します。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るように銘柄の選定、投資比率の決定を行なうことを基本とします。 ②銘柄の選定にあたっては、予想配当利回りが市場平均と比較して高い銘柄を中心に、配当の状況、企業のファンダメンタルズ要因、株価のバリュエーション等に関する評価・分析などを勘案し、投資銘柄を選別します。 ③ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額や流動性等も勘案しながら、各銘柄の組入比率を決定します。なお、ポートフォリオで保有する銘柄ならびに組入比率の見直しは、随時、行います。 ④組入外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。 ⑤株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。 ⑥資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の

	規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	①株式への投資割合には制限を設けません。 ②外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。 ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ④投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑨有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲内で行います。 ⑩スワップ取引は、信託約款第22条の範囲内で行います。
信託期間	無期限(設定日:2024年10月1日)
決算日	毎年8月20日(休業日の場合は翌営業日) 初回決算は、2025年8月20日(水曜日)とします。
信託報酬	ありません。
信託金の限度額	5,000億円 ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

3. SBI新興国高配当株式マザーファンド

基本方針	この投資信託は、中長期的に信託財産の成長を、めざして運用を行います。
主な投資対象	新興国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	①株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求をめざします。 ②ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額や流動性等も勘案しながら、各銘柄の組入比率を決定します。なお、ポートフォリオで保有する銘柄ならびに組入比率の見直しは、随時、行います。 ③株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。 ④組入外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。 ⑤資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	①株式への投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ④投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

	⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑨有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲内で行います。 ⑩スワップ取引は、信託約款第22条の範囲内で行います。
信託期間	無期限(設定日:2024年4月16日)
決算日	毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
信託金の限度額	3,000億円
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

4. SBI日本高配当株式マザーファンド

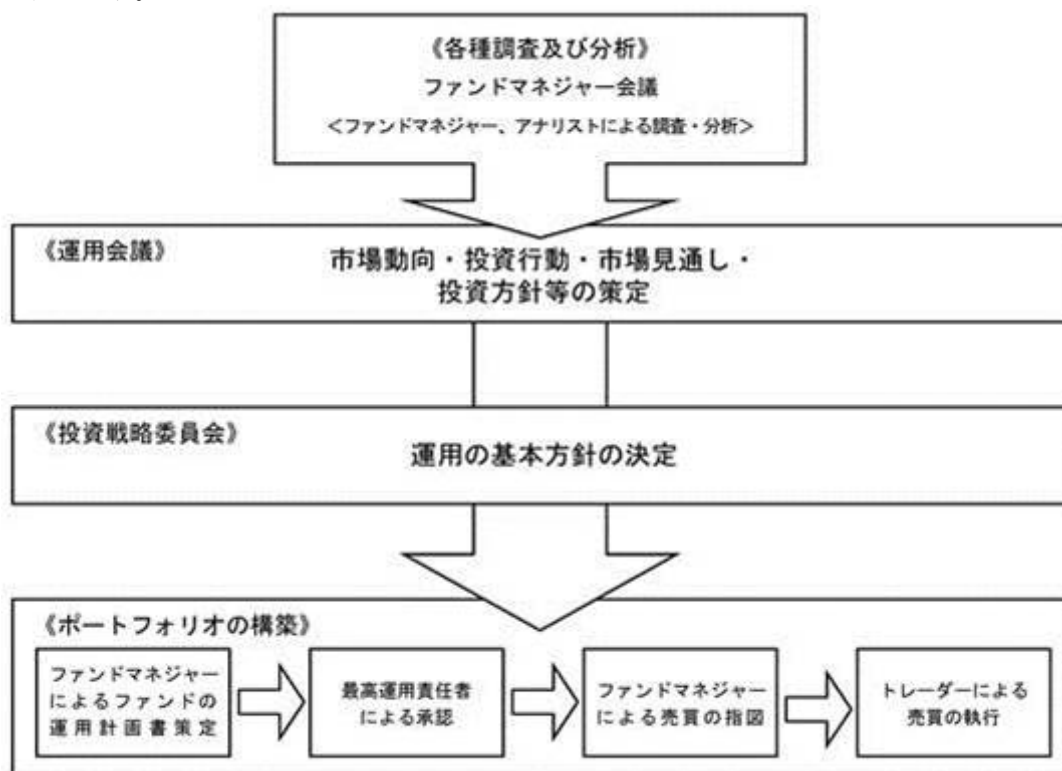
基本方針	この投資信託は、主として日本の株式※に投資し、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。 ※日本の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます)されている株式ならびに上場することが確認できる株式をいいます(以下、同じ)。
主な投資対象	日本の株式を主要投資対象とします。
投資態度	①株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指します。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るように銘柄の選定、投資比率の決定を行なうことを基本とします。 ②銘柄の選定にあたっては、予想配当利回りが市場平均と比較して高い銘柄を中心に、配当の状況、企業のファンダメンタルズ要因、株価のバリュエーション等に関する評価・分析などを勘案し、投資銘柄を選別します。 ③ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額や流動性等も勘案しながら、各銘柄の組入比率を決定します。なお、ポートフォリオで保有する銘柄ならびに組入比率の見直しは、随時、行います。 ※運用開始時における組入銘柄数は30銘柄程度が想定されていますが、市場動向などにより、想定される銘柄数から乖離した銘柄数での運用が継続されることがあります。 ④株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。 ⑤資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	①株式への投資割合には制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ③投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑥同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑦外貨建資産への投資は行いません。 ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

	⑨有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲内で行います。 ⑩スワップ取引は、信託約款第22条の範囲内で行います。
信託期間	無期限(設定日:2023年12月12日)
決算日	毎年10月10日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
信託金の限度額	3,000億円
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

(3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

- ① 市場環境分析・企業分析
ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。
- ② 投資基本方針の策定
最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。
最高運用責任者は、組織規定の運用部門の長とします。
- ③ 運用基本方針の決定
「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。
- ④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築
ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。
ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。
- ⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価
ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス部長がファンドに係る意思決定を監督します。

＜受託会社に対する管理体制＞

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。上記体制は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年４回（毎年２月、５月、８月ならびに１１月の各２０日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、繰越分も含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して５営業日目までに支払いを開始します。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める主要な投資制限

- （i）マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- （ii）株式への実質投資割合には制限を設けません。
- （iii）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- （iv）新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の２０％以内とします。
- （v）投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
- （vi）同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の１０％以内とします。
- （vii）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。
- （viii）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の１０％以内とします。
- （ix）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ１０％、合計で２０％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- （x）有価証券先物取引等は、信託約款第２４条の範囲内で行います。
- （x i）スワップ取引は、信託約款第２５条の範囲内で行います。

② 信託約款上のその他の投資制限

（i）デリバティブ取引等にかかる投資制限（信託約款第１８条）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（ii）投資する株式等の範囲（信託約款第２１条）

- ① 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前記①にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（iii）信用取引の指図（信託約款第２３条）

- ① 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
- ② 前記①の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託

財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 前記②において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、前記②の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(iv) 先物取引等の指図(信託約款第 24 条)

- ① 委託会社は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ② 委託会社は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。
- ③ 委託会社は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(v) スワップ取引等の指図(信託約款第 25 条)

- ① 委託会社は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前記③においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(vi) 有価証券の貸付の指図(信託約款第 27 条)

- ① 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前記①の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(vii) 有価証券の空売りの指図(信託約款第 28 条)

- ① 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第 29 条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前記①の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前記②の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(viii) 有価証券の借入れの指図(信託約款第 29 条)

- ① 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前記①の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前記②の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 前記①の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(ix) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第 30 条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(x) 外国為替予約取引の指図(信託約款第 31 条)

- ① 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に係る外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ② 前記①において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第 9 条)

④ その他

(i) 資金の借入れ(信託約款第 37 条)

- ① 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

- ・ 株価変動リスク
一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、投資対象であるマザーファンドが実質的に組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
- ・ 為替変動リスク
為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
- ・ カントリーリスク
投資対象であるマザーファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。特に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大いこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクは先進国に投資するよりも高くなります。
さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境の変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- ・ 信用リスク
投資対象であるマザーファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被る可能性があります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
- ・ 流動性リスク
投資対象であるマザーファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

その他の留意点

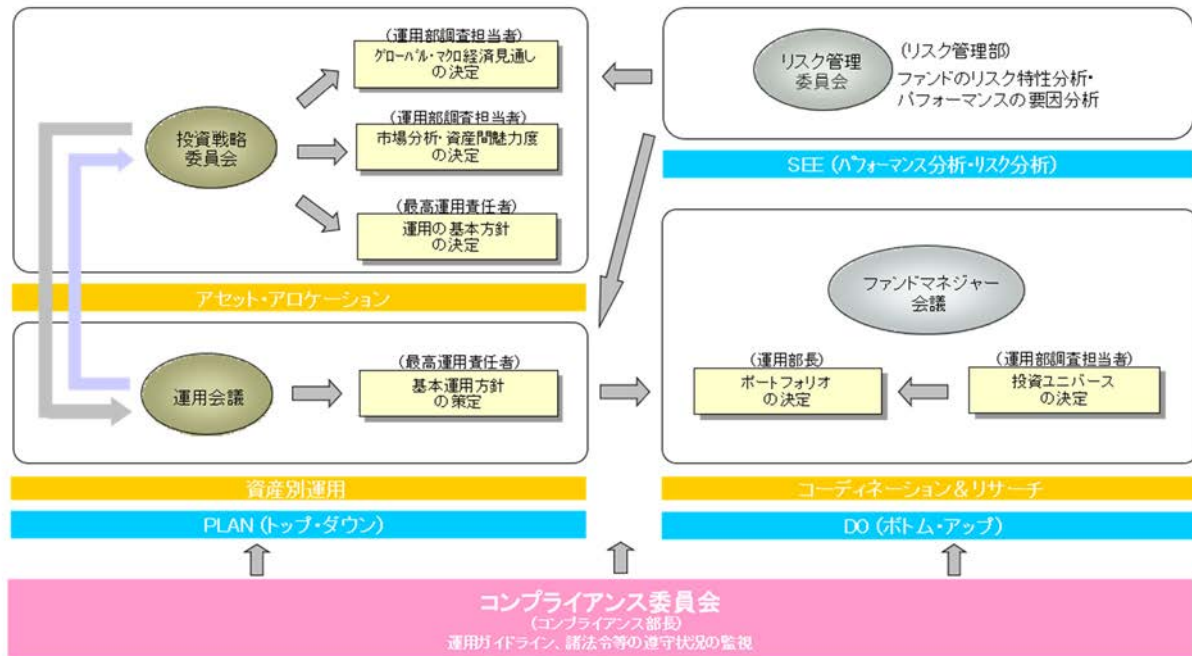
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付取引等を行う場合には、取引先リスク（取引の相手方（レンディング・エージェントを含みます。）の倒産等により契約が不履行になる等）が生じる場合があります。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 実質的な投資対象地域の法令、税制、会計制度およびそれらの変更によって、本ファンドの受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じ、マザーファンドで保有する有価証券の売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

《リスク管理体制》

① 運用に関するリスク管理体制

- ・委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。
- ・流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月 1 回	常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月 1 回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
リスク管理委員会	原則月 1 回	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視等を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
商品検討委員会	随時	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、投信計理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 新商品等についての取扱い等の可否、商品性の変更に関連する基本事項等の審議・決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月 1 回	常勤取締役及びコンプライアンス部長をもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。
プロダクトガバナンス委員会	原則月 1 回	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 基本的商品戦略について、投資戦略委員会・運用会議・商品検討委員会の内容、市況及び業界動向を鑑みた上で決定する。また、商品戦略に係る対外公表を担当する。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

② コンプライアンス

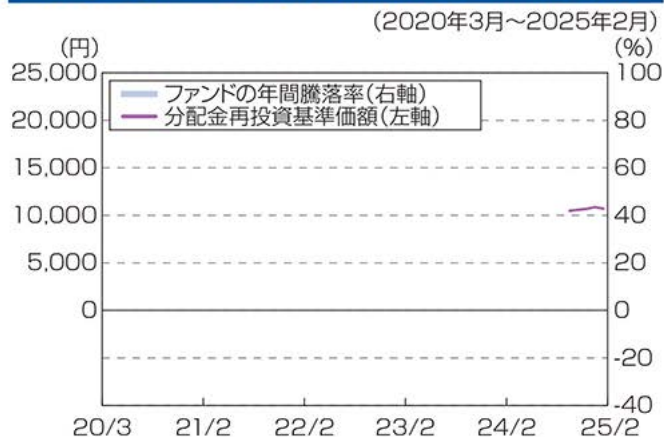
コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス部長は、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

③ 機関化回避に関する運営

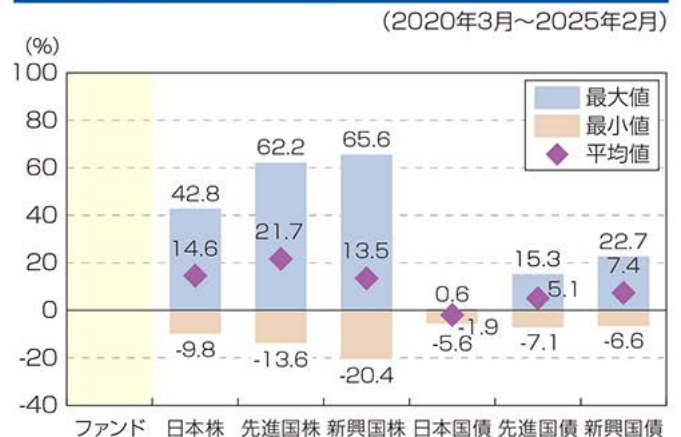
グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数
 先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
 新興国株…Morningstar 新興国株式指数
 日本国債…Morningstar 日本国債指数
 先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)
 新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

*海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
 先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
 新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
 日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
 先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
 新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

ファンド	ファンドの日々の純資産総額に年0.055%（税抜：年0.050%）の率を乗じて得た金額とします。当該報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ＜信託報酬の配分（税抜）＞		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.0170%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年0.0170%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.0160%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。		

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。上記の費用等については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

（有価証券の貸付の指図を行った場合）

有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。

その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。

この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の55.0%（税抜50.0%）以内の額が上記の運用管理費用（信託報酬）に追加されます。

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。

- ① 有価証券売買時にかかる売買委託手数料
- ② 信託事務の処理に要する諸費用（⑥に規定する諸費用を除きます。）
- ③ 借入金の利息
- ④ 信託財産に関する租税
- ⑤ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑥ その他諸費用
 - (i) 受益権の管理事務に関連する費用
 - (ii) 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷及び提出にかかる費用
 - (iii) 目論見書の作成、印刷及び交付にかかる費用
 - (iv) 信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用
 - (v) 運用報告書の作成、印刷及び交付にかかる費用
 - (vi) ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷及び交付にかかる費用
 - (vii) 信託財産にかかる監査報酬

上記①～⑤の費用（それに付随する消費税等相当額を含みます。）については、ファンドからその都度支払われます。また、上記⑥その他諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

なお、上記①～⑥の費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ⑦ 委託会社は、上記⑥その他諸費用（それに付随する消費税等相当額を含みます。）の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑧ 上記⑦その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑨ 上記⑦その他諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、信託約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等（それに付随する消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。
- ⑩ 有価証券の貸付に係る報酬
有価証券の貸付を行った場合に限り、その対価としての品貸料（マザーファンド（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行っている証券投資信託の報酬として收受する規定のあるもの）に限り、）における品貸料については、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行っている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の投資の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。）の 55%（税抜 50%）以内の額とします。かかる費用は、毎月、信託財産中から支弁するものとし、委託会社と受託会社との配分は別に定めます。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は2025年2月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

- ① 個人の受益者に対する課税
 - イ. 収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%及び地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告による総合課税（配当控除は適用されません。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%及び地方税 5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税 15%及び復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、原則として、益金不算入制度の適用はありません。

<注 1> 個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注 2> 収益分配金の課税について

- ① 追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

※ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【SBI 全世界高配当株式ファンド（年4回決算型）】

（1）【投資状況】

（2025年2月28日）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	12,086,684,582	97.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	247,530,225	2.00
合計（純資産総額）		12,334,214,807	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

（2025年2月28日）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	SBI米国高配当株式マザーファ ンド	6,637,628,024	1.1230	7,454,056,271	1.0957	7,272,849,025	58.96
2	日本	親投資信託 受益証券	SBI欧州高配当株式マザーファ ンドⅡ	2,321,259,247	1.0484	2,433,608,195	1.0553	2,449,624,883	19.86
3	日本	親投資信託 受益証券	SBI日本高配当株式マザーファ ンド	1,007,287,759	1.2032	1,211,968,632	1.1947	1,203,406,685	9.76
4	日本	親投資信託 受益証券	SBI新興国高配当株式マザーフ ァンド	2,454,650,009	0.4843	1,188,787,000	0.4729	1,160,803,989	9.41

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ. 種類別投資比率

（2025年2月28日）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.99
合計	97.99

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2025 年 2 月 28 日（直近日）現在、同日前 1 年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1 口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 1 特定期間末（2025 年 2 月 20 日）	12,358,166,272	12,466,981,924	1.0789	1.0884
2024 年 10 月末日	6,121,494,134	—	1.0472	—
11 月末日	8,333,212,757	—	1.0582	—
12 月末日	9,532,997,530	—	1.0684	—
2025 年 1 月末日	11,705,598,697	—	1.0864	—
2 月末日	12,334,214,807	—	1.0611	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

② 【分配の推移】

期	計算期間	1 口当たりの分配金（円）
第 1 特定期間末	2024 年 10 月 1 日～2025 年 2 月 20 日	0.0095

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数を記載しております。

なお、第 1 特定期間の収益率は、前特定期間末（設定時）の基準価額を 10,000 円として計算しております。

③ 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第 1 特定期間末	2024 年 10 月 1 日～2025 年 2 月 20 日	8.8

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第 1 特定期間末	2024 年 10 月 1 日～2025 年 2 月 20 日	13,333,978,875	1,879,699,672	11,454,279,203

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第 1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

S B I 日本高配当株式マザーファンド

投資状況

(2025 年 2 月 28 日)

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	84,581,551,610	97.13
投資証券	日本	554,783,000	0.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,939,829,377	2.22
合計(純資産総額)		87,076,163,987	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

(2025 年 2 月 28 日)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	16,837,400	192.35	3,238,779,768	213.70	3,598,152,380	4.13
2	日本	株式	S B I ホールディングス	証券・商品先物取引業	737,100	3,355.75	2,473,529,384	4,332.00	3,193,117,200	3.67
3	日本	株式	商船三井	海運業	473,900	5,000.25	2,369,618,475	5,542.00	2,626,353,800	3.02
4	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1,347,300	1,617.89	2,179,790,557	1,903.00	2,563,911,900	2.94
5	日本	株式	TOYO TIRE	ゴム製品	928,900	2,347.41	2,180,509,149	2,511.00	2,332,467,900	2.68
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	602,100	3,121.00	1,879,154,100	3,792.00	2,283,163,200	2.62
7	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	513,900	4,269.04	2,193,859,656	4,334.00	2,227,242,600	2.56
8	日本	株式	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	保険業	710,700	3,430.14	2,437,804,763	3,130.00	2,224,491,000	2.55
9	日本	株式	丸井グループ	小売業	855,900	2,410.80	2,063,403,720	2,590.50	2,217,208,950	2.55
10	日本	株式	東ソー	化学	1,009,100	2,024.68	2,043,104,588	2,046.00	2,064,618,600	2.37
11	日本	株式	NOK	輸送用機器	903,300	2,297.52	2,075,349,816	2,278.00	2,057,717,400	2.36
12	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	992,000	1,983.19	1,967,324,480	1,972.50	1,956,720,000	2.25
13	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	456,600	3,039.21	1,387,706,738	4,177.00	1,907,218,200	2.19
14	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	493,500	4,366.00	2,154,621,000	3,750.00	1,850,625,000	2.13
15	日本	株式	トヨタ紡織	輸送用機器	885,100	1,898.29	1,680,177,881	2,009.00	1,778,165,900	2.04
16	日本	株式	野村不動産ホールディングス	不動産業	413,600	3,896.00	1,611,385,600	4,274.00	1,767,726,400	2.03
17	日本	株式	安藤・間	建設業	1,301,600	1,146.82	1,492,700,912	1,350.00	1,757,160,000	2.02
18	日本	株式	長谷工コーポレーション	建設業	883,300	1,913.82	1,690,477,206	1,975.50	1,744,959,150	2.00
19	日本	株式	小松製作所	機械	385,100	4,099.43	1,578,690,493	4,466.00	1,719,856,600	1.98

20	日本	株式	シチズン時計	精密機器	1,848,500	956.00	1,767,166,000	892.00	1,648,862,000	1.89
21	日本	株式	フジクラ	非鉄金属	260,700	5,177.20	1,349,696,040	6,140.00	1,600,698,000	1.84
22	日本	株式	SANKYO	機械	739,200	2,149.73	1,589,080,416	2,121.50	1,568,212,800	1.80
23	日本	株式	メイテックグループホールディングス	サービス業	493,800	3,226.55	1,593,274,445	2,959.50	1,461,401,100	1.68
24	日本	株式	西松建設	建設業	293,800	5,030.83	1,478,057,854	4,896.00	1,438,444,800	1.65
25	日本	株式	MIXI	サービス業	402,300	2,794.97	1,124,418,044	3,505.00	1,410,061,500	1.62
26	日本	株式	コスモエネルギーホールディングス	石油・石炭製品	200,900	8,352.73	1,678,063,457	6,592.00	1,324,332,800	1.52
27	日本	株式	しずおかフィナンシャルグループ	銀行業	844,900	1,343.08	1,134,773,574	1,520.00	1,284,248,000	1.47
28	日本	株式	石油資源開発	鉱業	1,108,100	1,146.52	1,270,469,717	1,137.00	1,259,909,700	1.45
29	日本	株式	三菱商事	卸売業	489,900	2,508.23	1,228,786,172	2,496.50	1,223,035,350	1.40
30	日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	252,800	4,343.73	1,098,094,944	4,392.00	1,110,297,600	1.28

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

(2025年2月28日)

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	1.45
		建設業	6.97
		食料品	3.05
		化学	5.84
		医薬品	3.39
		石油・石炭製品	1.52
		ゴム製品	2.68
		ガラス・土石製品	2.10
		鉄鋼	3.29
		非鉄金属	1.84
		機械	4.94
		電気機器	5.12
		輸送用機器	8.37
		精密機器	2.54
		その他製品	0.71
		電気・ガス業	0.74
		陸運業	0.04
		海運業	4.09
		情報・通信業	4.39
		卸売業	4.39
		小売業	3.58
		銀行業	10.46
		証券、商品先物取引業	3.67
		保険業	4.73

		その他金融業	0.50
		不動産業	3.17
		サービス業	3.57
投資証券	—	—	0.64
合計			97.77

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

S B I 新興国高配当株式マザーファンド

投資状況

(2025 年 2 月 28 日)

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	メキシコ	44,999,526	3.46
	ブラジル	115,875,928	8.91
	チリ	42,904,959	3.30
	ギリシャ	49,706,199	3.82
	トルコ	33,552,817	2.58
	ポーランド	126,573,261	9.73
	マレーシア	25,374,831	1.95
	タイ	62,457,408	4.80
	インドネシア	119,792,748	9.21
	韓国	45,862,364	3.52
	台湾	84,174,194	6.47
	中国	129,915,555	9.99
	カタール	29,031,468	2.23
	南アフリカ	157,963,768	12.15
	アラブ首長国連邦	97,201,183	7.47
	クウェート	37,787,223	2.90
	サウジアラビア	25,564,235	1.96
	小計	1,228,737,667	94.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	70,807,873	5.44
合計(純資産総額)		1,299,545,540	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

(2025 年 2 月 28 日)

資産の種類	建別	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	—	5,069,764	0.39
	売建	—	5,078,966	△0.39

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

(2025 年 2 月 28 日)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アラブ首 長国連邦	株式	ABU DHABI ISLAMIC BANK	銀行	90,304	564.02	50,934,077	695.79	62,833,433	4.84
2	タイ	株式	SCB X PCL-NVDR	銀行	115,200	516.73	59,528,368	542.16	62,457,408	4.81
3	南アフリ カ	株式	ABSA GROUP LTD	銀行	35,232	1,566.83	55,202,774	1,540.65	54,280,417	4.18
4	ポーランド	株式	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	保険	26,347	1,878.08	49,481,857	2,013.51	53,049,994	4.08
5	ブラジル	株式	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	保険	50,700	955.43	48,440,523	985.95	49,987,679	3.85
6	ギリシャ	株式	NATIONAL BANK OF GREECE	銀行	37,059	1,310.73	48,574,565	1,341.27	49,706,199	3.82
7	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・ 半導体製 造装置	7,000	6,614.55	46,301,913	6,904.00	48,328,045	3.72
8	南アフリ カ	株式	VODACOM GROUP LTD	電気通信 サービス	48,490	867.73	42,076,398	960.30	46,565,194	3.58
9	メキシコ	株式	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	銀行	41,800	1,070.92	44,764,630	1,076.54	44,999,526	3.46
10	チリ	株式	BANCO DE CHILE	銀行	2,181,339	18.03	39,351,284	19.66	42,904,959	3.30
11	ポーランド	株式	BANK PEKAO SA	銀行	6,557	5,517.56	36,178,705	6,474.40	42,452,670	3.27
12	ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	エネルギー	37,800	1,046.32	39,551,042	1,006.20	38,034,654	2.93
13	クウェー ト	株式	AGILITY	運輸	284,933	121.44	34,603,688	132.61	37,787,223	2.91
14	台湾	株式	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	半導体・ 半導体製 造装置	46,000	768.38	35,345,775	779.26	35,846,149	2.76
15	アラブ首 長国連邦	株式	EMIRATES NBD PJSC	銀行	38,392	836.17	32,102,603	895.17	34,367,750	2.64
16	トルコ	株式	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	自動車・ 自動車部 品	41,087	770.57	31,660,606	816.62	33,552,817	2.58
17	インドネ シア	株式	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	資本財	798,900	44.40	35,477,551	41.76	33,369,254	2.57
18	インドネ シア	株式	ALAMTRI RESOURCES INDONESIA	エネルギー	1,692,400	22.97	38,879,627	18.83	31,879,739	2.45
19	中国	株式	PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	保険	406,000	71.99	29,229,970	78.15	31,730,930	2.44
20	ポーランド	株式	ORLEN SA	エネルギー	13,214	1,758.83	23,241,221	2,351.33	31,070,597	2.39

21	南アフリカ	株式	NEDBANK GROUP LTD	銀行	13,523	2,293.18	31,010,722	2,266.33	30,647,709	2.36
22	中国	株式	PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	260,000	111.65	29,029,000	112.42	29,229,200	2.25
23	カタール	株式	INDUSTRIES QATAR	資本財	53,339	530.70	28,307,327	544.28	29,031,468	2.23
24	ブラジル	株式	TIM SA	電気通信サービス	65,200	381.30	24,860,922	427.20	27,853,595	2.14
25	中国	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	エネルギー	332,000	82.58	27,417,390	80.65	26,778,290	2.06
26	南アフリカ	株式	STANDARD BANK GROUP LTD	銀行	14,709	1,818.74	26,751,972	1,799.60	26,470,448	2.04
27	サウジアラビア	株式	SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	素材	6,184	4,429.78	27,393,784	4,133.93	25,564,235	1.97
28	マレーシア	株式	MALAYAN BANKING BHD	銀行	71,100	336.80	23,946,604	356.88	25,374,831	1.95
29	インドネシア	株式	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	電気通信サービス	1,039,800	23.02	23,939,315	22.65	23,560,828	1.81
30	中国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	エネルギー	39,000	639.10	24,924,900	564.02	21,996,975	1.69

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

(2025年2月28日)

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国		0.73
		エネルギー	15.33
		素材	1.97
		資本財	4.80
		運輸	2.91
		自動車・自動車部品	3.43
		銀行	39.65
		保険	10.37
		電気通信サービス	8.90
		半導体・半導体製造装置	6.48
合計			94.55

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2025年2月28日)

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ランド	買建	625,541.66	5,066,114	5,069,764	0.39
	米ドル	売建	33,946.09	5,066,114	5,078,966	△0.39

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資状況

(2025 年 2 月 28 日)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	ドイツ	350,764,551	12.79
	イタリア	31,939,091	1.16
	フランス	392,453,204	14.31
	オランダ	133,513,030	4.86
	スペイン	249,080,630	9.08
	ベルギー	39,775,742	1.45
	オーストリア	158,692,863	5.78
	フィンランド	77,741,891	2.83
	アイルランド	25,587,633	0.93
	イギリス	427,177,666	15.57
	スイス	310,790,773	11.33
	スウェーデン	57,458,636	2.09
	ノルウェー	244,925,555	8.93
	デンマーク	61,651,500	2.24
	小計	2,561,552,765	93.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	180,402,936	6.57
合計(純資産総額)		2,741,955,701	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

(2025 年 2 月 28 日)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	67,457	1,507.40	101,685,012	1,721.14	116,103,290	4.23
2	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	6,979	16,527.96	115,348,686	16,243.28	113,361,852	4.13
3	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウ ェア・サ ービス	2,079	34,972.46	72,707,746	41,623.00	86,534,217	3.16
4	オースト リア	株式	ERSTE GROUP BANK AG	銀行	7,568	8,292.23	62,755,627	10,786.19	81,629,901	2.98
5	オースト リア	株式	BAWAG GROUP AG	銀行	5,119	11,643.54	59,603,323	15,054.30	77,062,962	2.81
6	ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	2,216	31,130.89	68,986,057	34,325.36	76,064,998	2.77

7	ノルウェー	株式	DNB BANK ASA	銀行	19,924	3,032.39	60,417,537	3,439.37	68,526,207	2.50
8	イギリス	株式	IMPERIAL BRANDS PLC	食品・飲料・タバコ	12,196	4,605.20	56,165,047	5,256.06	64,103,000	2.34
9	フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	1,747	38,277.83	66,871,373	36,612.68	63,962,352	2.33
10	スイス	株式	SWISS RE AG	保険	2,598	21,414.39	55,634,589	24,162.73	62,774,778	2.29
11	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,605	14,808.58	68,193,529	13,387.94	61,651,500	2.25
12	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	529	105,640.19	55,883,664	108,779.96	57,544,599	2.10
13	スウェーデン	株式	VOLVO AB-B SHS	資本財	12,164	3,873.67	47,119,381	4,723.66	57,458,636	2.10
14	ノルウェー	株式	EQUINOR ASA	エネルギー	16,344	3,652.54	59,697,273	3,443.36	56,278,439	2.05
15	フランス	株式	GAZTRANSPORT ET TECHNIGA SA	エネルギー	2,336	21,520.49	50,271,879	23,091.03	53,940,669	1.97
16	ドイツ	株式	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	資本財	8,142	5,851.40	47,642,117	6,454.28	52,550,813	1.92
17	ドイツ	株式	ALLIANZ SE-REG	保険	977	46,156.92	45,095,312	51,861.48	50,668,666	1.85
18	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,014	45,223.71	45,856,846	49,640.10	50,335,064	1.84
19	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・タバコ	8,477	5,478.68	46,442,824	5,786.20	49,049,636	1.79
20	フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	耐久消費財・アパレル	447	103,627.74	46,321,602	107,846.36	48,207,323	1.76
21	ノルウェー	株式	TELENOR ASA	電気通信サービス	24,798	1,799.93	44,634,732	1,923.18	47,691,018	1.74
22	スペイン	株式	CAIXABANK SA	銀行	44,625	870.69	38,854,859	1,033.49	46,119,723	1.68
23	フランス	株式	ORANGE	電気通信サービス	25,762	1,570.00	40,446,443	1,781.61	45,898,094	1.67
24	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	3,056	13,872.22	42,393,526	14,484.32	44,264,101	1.61
25	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,896	21,119.42	40,042,438	22,673.15	42,988,309	1.57
26	フィンランド	株式	NORDEA BANK ABP	銀行	21,270	1,692.25	35,994,195	1,962.11	41,734,207	1.52
27	オランダ	株式	AIRBUS SE	資本財	1,578	24,171.87	38,143,225	25,695.78	40,547,947	1.48
28	ベルギー	株式	KBC GROUP NV	銀行	3,049	11,151.85	34,001,997	13,045.50	39,775,742	1.45
29	スペイン	株式	AENA SME SA	運輸	1,149	31,584.97	36,291,141	33,329.51	38,295,618	1.40
30	スイス	株式	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	耐久消費財・アパレル	1,240	27,728.92	34,383,866	30,286.62	37,555,409	1.37

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

(2025 年 2 月 28 日)

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	7.75
		素材	1.78
		資本財	11.45
		商業・専門サービス	1.19
		運輸	1.40
		自動車・自動車部品	2.10
		耐久消費財・アパレル	3.22
		一般消費財・サービス流通・小売り	0.64
		食品・飲料・タバコ	6.55
		家庭用品・パーソナル用品	0.62
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.76
		銀行	22.24
		保険	4.79
		ソフトウェア・サービス	4.47
		電気通信サービス	7.39
		公益事業	3.98
		半導体・半導体製造装置	2.10
合計			93.42

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

S B I 米国高配当株式マザーファンド

投資状況

(2025 年 2 月 28 日)

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	7,811,068,546	95.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	332,312,473	4.08
合計(純資産総額)		8,143,381,019	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

(2025 年 2 月 28 日)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	GOLDMAN SACHS GROUP INC	金融サー ビス	3,600	84,470.87	304,095,142	90,999.36	327,597,696	4.02
2	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	7,300	35,296.99	257,668,062	38,772.01	283,035,699	3.48
3	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	24,500	10,077.70	246,903,850	11,467.71	280,959,027	3.45
4	アメリカ	株式	ARCHROCK INC	エネルギ ー	69,700	3,545.00	247,086,819	3,984.21	277,699,813	3.41
5	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロ ジー・ハ ードウェ アおよび 機器	29,000	8,607.78	249,625,762	9,550.44	276,962,838	3.40
6	アメリカ	株式	WILLIAMS COS INC	エネルギ ー	31,800	8,010.55	254,735,582	8,420.43	267,769,808	3.29
7	アメリカ	株式	AMGEN INC	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	5,700	45,337.56	258,424,100	45,772.07	260,900,853	3.20
8	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲 料・タバ コ	10,500	18,963.50	199,116,830	23,052.17	242,047,821	2.97
9	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信 サービス	60,100	3,418.76	205,467,944	4,026.12	241,969,992	2.97
10	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギ ー	10,172	22,865.08	232,583,653	23,448.79	238,521,182	2.93
11	アメリカ	株式	CSG SYSTEMS INTL INC	商業・専 門サービ ス	24,200	7,715.65	186,718,806	9,599.83	232,315,978	2.85
12	アメリカ	株式	ANTERO MIDSTREAM CORP	エネルギ ー	94,600	2,328.55	220,281,518	2,427.64	229,655,444	2.82
13	アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP	ソフトウ ェア・サ ービス	6,000	33,976.31	203,857,898	37,900.93	227,405,605	2.79
14	アメリカ	株式	KINDER MORGAN INC	エネルギ ー	56,500	3,872.82	218,814,351	3,922.85	221,641,065	2.72
15	アメリカ	株式	ARES CAPITAL CORP	金融サー ビス	60,600	3,368.51	204,132,118	3,460.37	209,698,446	2.58
16	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	30,800	6,438.65	198,310,575	6,603.44	203,385,964	2.50
17	アメリカ	株式	CVS HEALTH CORP	ヘルスケ ア機器・ サービス	20,500	8,966.60	183,815,448	9,650.72	197,839,793	2.43
18	アメリカ	株式	MCDONALD'S CORP	消費者サ ービス	4,200	45,226.36	189,950,741	46,390.21	194,838,909	2.39
19	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需 品流通・ 小売り	12,700	12,620.53	160,280,799	14,486.55	183,979,303	2.26
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	3,100	61,371.59	190,251,931	58,411.71	181,076,304	2.22

21	アメリカ	株式	ONEOK INC	エネルギー	12,400	14,860.77	184,273,629	14,464.10	179,354,949	2.20
22	アメリカ	株式	INSPERITY INC	商業・専門サービス	13,600	12,593.63	171,273,492	13,161.97	179,002,925	2.20
23	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	27,500	6,411.24	176,309,343	6,476.22	178,096,075	2.19
24	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6,900	23,806.58	164,265,470	24,505.46	169,087,737	2.08
25	アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	15,600	10,145.78	158,274,217	10,607.11	165,470,961	2.03
26	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	42,100	4,161.86	175,214,501	3,906.38	164,458,893	2.02
27	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5,300	28,312.17	150,054,501	30,685.34	162,632,320	2.00
28	アメリカ	株式	DUKE ENERGY CORP	公益事業	8,600	17,288.86	148,684,236	17,345.25	149,169,204	1.83
29	アメリカ	株式	MARRIOTT VACATIONS WORLD	消費者サービス	12,500	12,038.65	150,483,158	11,594.93	144,936,686	1.78
30	アメリカ	株式	SOUTHWEST GAS HOLDINGS INC	公益事業	12,700	11,163.19	141,772,583	11,032.17	140,108,631	1.72

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

(2025年2月28日)

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	20.10
		商業・専門サービス	5.05
		消費者サービス	5.89
		メディア・娯楽	1.57
		一般消費財・サービス流通・小売り	2.22
		生活必需品流通・小売り	2.26
		食品・飲料・タバコ	6.54
		家庭用品・パーソナル用品	4.95
		ヘルスケア機器・サービス	2.43
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10.78
		銀行	9.42
		金融サービス	6.60
		ソフトウェア・サービス	2.79
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.40
		電気通信サービス	5.16

		公益事業	5.13
		半導体・半導体製造装置	1.62
合計			95.92

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

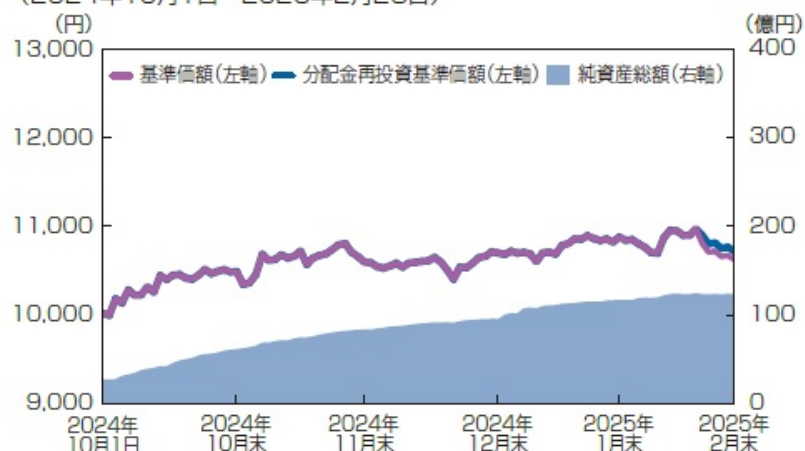
該当事項はありません。

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2025年2月28日)

(2024年10月1日～2025年2月28日)



※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

基準価額(1万口当たり)	10,611円
純資産総額	123.34億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2025年2月20日)	95円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	95円

《組入資産の構成比》

資産の種類	比率
SBI日本高配当株式マザーファンド	58.96%
SBI新興国高配当株式マザーファンド	19.86%
SBI欧州高配当株式マザーファンドⅡ	9.76%
SBI米国高配当株式マザーファンド	9.41%

※比率はファンドの純資産総額に対する比率です。

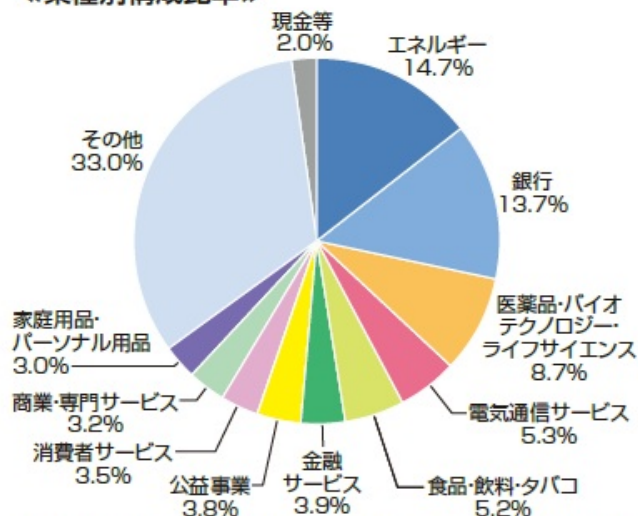
主要な資産の状況

《組入上位10銘柄》

銘柄名	業種	組入比率
1 GOLDMAN SACHS GROUP	金融サービス	2.4%
2 JPMORGAN CHASE & CO	銀行	2.0%
3 WELLS FARGO & CO	銀行	2.0%
4 ARCHROCK INC	エネルギー	2.0%
5 CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー	2.0%
6 WILLIAMS COS INC	ハードウェアおよび機器	1.9%
7 AMGEN INC	医薬品・バイオテクノロジー	1.9%
8 PHILIP MORRIS INTERN	ライフサイエンス	1.8%
9 AT&T INC	食品・飲料・タバコ	1.8%
10 CHEVRON CORP	電気通信サービス	1.7%

※比率はファンドの純資産総額に対する実質組入比率です。

《業種別構成比率》



※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2024年は設定日2024年10月1日から年末まで、2025年は年初から2月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2024年10月1日～2025年2月20日です。

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.19%	0.06%	0.13%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(i)お申込日

毎営業日お申込いただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、継続申込期間中は、取得申込日が以下のいずれかの休業日に当たる場合には、受付を行いません。

- ・ニューヨークの銀行または証券取引所の休業日
- ・英国の銀行または証券取引所の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の休業日
- ・ユーロネクスト・パリ証券取引所の休業日
- ・スイスの銀行または証券取引所の休業日
- ・スウェーデンの銀行または証券取引所の休業日
- ・香港の銀行または証券取引所の休業日
- ・12月24日の前々営業日および前営業日
- ・委託会社が定める日

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

＜SBIアセットマネジメント株式会社＞

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>

(ii)お申込単位

- ・分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）
- ・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

①分配金受取コース

②分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

また、確定拠出年金を通じて取得申込を行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、上記(i)に記載の照会先においてもご確認ください。

(iii)お申込価額

① 当初申込期間：1口当たり1円

② 継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額

(iv)お申込手数料

ありません。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとし、上記の規定に準じて算出した価額とします。

2【換金（解約）手続等】

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までには販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

ただし、換金申込日が以下のいずれかの休業日に当たる場合には、受付を行いません。

- ・ニューヨークの銀行または証券取引所の休業日
- ・英国の銀行または証券取引所の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の休業日
- ・ユーロネクスト・パリ証券取引所の休業日
- ・スイスの銀行または証券取引所の休業日
- ・スウェーデンの銀行または証券取引所の休業日
- ・香港の銀行または証券取引所の休業日
- ・12月24日の前々営業日および前営業日
- ・委託会社が定める日

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

＜SBIアセットマネジメント株式会社＞

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>

b. 換金単位

最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

c. 換金価額

解約請求受付日の翌営業日に算出される基準価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については、上記a.の照会先においてもご確認いただけます。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して8営業日目からお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(i) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款第 29 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上 1 万口当たりで表示されます。

(ii) 主な投資対象資産の評価方法

主要投資対象	有価証券等の評価方法
マザーファンド	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

(iii) 基準価額の算出頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1 万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1 万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

< S B I アセットマネジメント株式会社 >

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前 9 時～午後 5 時）

ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

(2)【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は 2024 年 10 月 1 日から開始し、原則として無期限です。

ただし、後記の「(5) その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年 2 月 21 日から 5 月 20 日、5 月 21 日から 8 月 20 日、8 月 21 日から 11 月 20 日、ならびに 11 月 21 日から翌年 2 月 20 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は、信託契約締結日から 2025 年 2 月 20 日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

(i) 信託の終了

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 前記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(ii) その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「(iii) 約款変更」②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

(iii) 約款変更

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託会社は、前記①の事項（前記①の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款変更の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(iv) 公告

- ① 委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.sbiam.co.jp/>
- ② 前記①の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(v) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が第49条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、前記(i)に規定する信託契約の解約または前記(iii)に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(vi) 運用報告書の作成

ファンドは、毎年2月ならびに8月に終了する計算期間の末日及び信託終了時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(iv) 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(i) 収益分配金・償還金受領権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

(ii) 解約請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(iii) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

SBI全世界高配当株式ファンド（年4回決算型）

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間（2024年10月1日から2025年2月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 2 日

S B I アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公 認 会 計 士 中 島 紀 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている S B I 全世界高配当株式ファンド（年 4 回決算型）の 2024 年 10 月 1 日から 2025 年 2 月 20 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B I 全世界高配当株式ファンド（年 4 回決算型）の 2025 年 2 月 20 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、S B I アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

1 【財務諸表】

【SBI 全世界高配当株式ファンド（年4回決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1 特定期間 2025 年 2 月 20 日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	248, 824, 488
親投資信託受益証券	12, 220, 868, 365
未収入金	92, 890, 000
未収利息	2, 385
流動資産合計	12, 562, 585, 238
資産合計	12, 562, 585, 238
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	108, 815, 652
未払解約金	92, 794, 431
未払受託者報酬	580, 084
未払委託者報酬	1, 232, 639
その他未払費用	996, 160
流動負債合計	204, 418, 966
負債合計	204, 418, 966
純資産の部	
元本等	
元本	11, 454, 279, 203
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	903, 887, 069
（分配準備積立金）	375, 242, 266
元本等合計	12, 358, 166, 272
純資産合計	12, 358, 166, 272
負債純資産合計	12, 562, 585, 238

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1 特定期間 自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 2 月 20 日	
営業収益	
受取利息	106,827
有価証券売買等損益	544,578,365
営業収益合計	544,685,192
営業費用	
受託者報酬	580,084
委託者報酬	1,232,639
その他費用	996,160
営業費用合計	2,808,883
営業利益又は営業損失（△）	541,876,309
経常利益又は経常損失（△）	541,876,309
当期純利益又は当期純損失（△）	541,876,309
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額（△）	57,818,391
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	587,768,118
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	587,768,118
剰余金減少額又は欠損金増加額	59,123,315
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	59,123,315
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	108,815,652
期末剰余金又は期末欠損金（△）	903,887,069

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、特定期間末日の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年2月21日から5月20日まで、5月21日から8月20日まで、8月21日から11月20日まで及び、11月21日から翌年2月20日まで、又特定期間は原則として、毎年2月21日から8月20日まで及び8月21日から翌年2月20日までとしておりますが、当特定期間は期首が設定日のため、2024年10月1日から2025年2月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1 特定期間 2025年2月20日現在
1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	11,454,279,203 口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0789 円 (10,789 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1 特定期間 自 2024年10月1日 至 2025年2月20日		
1. 分配金の計算過程		
	項目	
	費用控除後の配当等収益額	A 122,662,804 円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 361,395,114 円
	収益調整金額	C 528,644,803 円
	分配準備積立金額	D -円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,012,702,721 円
	当ファンドの期末残存口数	F 11,454,279,203 口
	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000 884 円
	10,000口当たり分配金額	H 95 円
	収益分配金金額	I=F×H/10,000 108,815,652 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間 自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 2 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間 2025 年 2 月 20 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1特定期間 自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 2 月 20 日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	515,166,707
合計	515,166,707

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(元本の移動)

項目	第1 特定期間 自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 2 月 20 日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	2,674,021,670 円
期中追加設定元本額	10,659,957,205 円
期中一部解約元本額	1,879,699,672 円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	S B I 日本高配当株式マザーファンド	1,001,393,722	1,205,077,205	
	S B I 新興国高配当株式マザーファンド	2,439,643,810	1,182,495,354	
	S B I 欧州高配当株式マザーファンドⅡ	2,307,829,433	2,419,759,160	
	S B I 米国高配当株式マザーファンド	6,598,608,497	7,413,536,646	
合計		12,347,475,462	12,220,868,365	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

<参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド（ＳＢＩ全世界高配当株式ファンド（年４回決算型））は、「ＳＢＩ日本高配当株式マザーファンド」「ＳＢＩ新興国高配当株式マザーファンド」「ＳＢＩ欧州高配当株式マザーファンドⅡ」及び「ＳＢＩ米国高配当株式マザーファンド」の各受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて各マザーファンドの受益証券であります。各マザーファンドの２０２５年２月２０日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

ＳＢＩ日本高配当株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

２０２５年２月２０日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,171,609,289
株式	82,655,851,530
投資証券	553,669,000
未収配当金	206,453,906
未収利息	40,001
流動資産合計	87,587,623,726
資産合計	87,587,623,726
負債の部	
流動負債	
未払解約金	382,530,000
流動負債合計	382,530,000
負債合計	382,530,000
純資産の部	
元本等	
元本	72,466,327,832
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	14,738,765,894
元本等合計	87,205,093,726
純資産合計	87,205,093,726
負債純資産合計	87,587,623,726

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場によっております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025 年 2 月 20 日現在
1. 計算日における受益権の総数	72,466,327,832 口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額)	1.2034 円 (12,034 円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 2 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等にさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025 年 2 月 20 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ③上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025 年 2 月 20 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	3, 593, 131, 806
投資証券	8, 892, 600
合計	3, 602, 024, 406

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 2 月 20 日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	70, 461, 887, 399 円
期中追加設定元本額	15, 329, 308, 308 円
期中一部解約元本額	13, 324, 867, 875 円
期末元本額	72, 466, 327, 832 円
元本の内訳※	
S B I 日本高配当株式 (分配) ファンド (年 4 回決算型)	71, 345, 014, 443 円
S B I 全世界高配当株式ファンド (年 4 回決算型)	1, 001, 393, 722 円
S B I 全世界高配当株式ファンド (年 1 回決算型)	119, 919, 667 円

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位：円)

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
石油資源開発	1,108,100	1,125.00	1,246,612,500	
ショーボンドホールディングス	8,900	4,767.00	42,426,300	
安藤・間	1,301,600	1,315.00	1,711,604,000	
長谷工コーポレーション	1,072,200	1,986.00	2,129,389,200	
西松建設	348,500	4,924.00	1,716,014,000	
東洋建設	117,500	1,333.00	156,627,500	
積水ハウス	290,800	3,354.00	975,343,200	
エクシオグループ	185,700	1,745.00	324,046,500	
日本たばこ産業	662,300	3,713.00	2,459,119,900	
東ソー	1,171,100	2,107.50	2,468,093,250	
エア・ウォーター	38,700	1,890.00	73,143,000	
大日精化工業	51,900	3,065.00	159,073,500	
カネカ	196,800	3,716.00	731,308,800	
三菱瓦斯化学	128,700	2,349.50	302,380,650	
積水化学工業	164,500	2,500.00	411,250,000	
アイカ工業	109,900	3,322.00	365,087,800	
有沢製作所	141,500	1,418.00	200,647,000	
武田薬品工業	513,900	4,161.00	2,138,337,900	
アステラス製薬	248,000	1,453.50	360,468,000	
コスモエネルギーホールディングス	200,900	6,715.00	1,349,043,500	
TOYO TIRE	1,077,300	2,486.00	2,678,167,800	
日本特殊陶業	327,800	4,476.00	1,467,232,800	
日本製鉄	308,400	3,380.00	1,042,392,000	
神戸製鋼所	350,400	1,750.00	613,200,000	
JFEホールディングス	75,600	1,800.00	136,080,000	
大和工業	168,700	8,103.00	1,366,976,100	
フジクラ	260,700	6,734.00	1,755,553,800	
ディスコ	1,300	46,300.00	60,190,000	
小松製作所	420,500	4,654.00	1,957,007,000	
SANKYO	856,900	2,047.00	1,754,074,300	
イーグル工業	33,700	1,999.00	67,366,300	

三菱重工業	199,100	2,162.50	430,553,750	
日立製作所	135,100	4,317.00	583,226,700	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	28,400	2,413.50	68,543,400	
ソニーグループ	25,400	3,732.00	94,792,800	
ヒロセ電機	45,900	18,220.00	836,298,000	
アドバンテスト	38,900	9,580.00	372,662,000	
キーエンス	1,100	62,780.00	69,058,000	
レーザーテック	2,100	14,690.00	30,849,000	
村田製作所	280,600	2,720.00	763,232,000	
S C R E E Nホールディングス	52,100	11,160.00	581,436,000	
東京エレクトロン	4,200	25,200.00	105,840,000	
トヨタ紡織	885,100	1,961.50	1,736,123,650	
いすゞ自動車	1,222,900	1,970.50	2,409,724,450	
トヨタ自動車	34,700	2,710.50	94,054,350	
N O K	957,900	2,310.50	2,213,227,950	
マツダ	96,000	996.00	95,616,000	
本田技研工業	244,500	1,366.50	334,109,250	
S U B A R U	229,600	2,655.00	609,588,000	
シチズン時計	2,271,800	886.00	2,012,814,800	
コクヨ	49,000	2,910.00	142,590,000	
オカムラ	206,800	1,990.00	411,532,000	
N I P P O N E X P R E S Sホールディングス	30,300	2,665.50	80,764,650	
日本郵船	80,900	5,257.00	425,291,300	
商船三井	489,000	5,504.00	2,691,456,000	
川崎汽船	213,300	2,127.00	453,689,100	
ソフトバンク	16,837,400	210.60	3,545,956,440	
ソフトバンクグループ	27,200	9,451.00	257,067,200	
双日	271,900	3,245.00	882,315,500	
シップヘルスケアホールディングス	40,600	1,975.00	80,185,000	
豊田通商	38,100	2,406.00	91,668,600	
兼松	412,500	2,465.00	1,016,812,500	
三菱商事	437,100	2,369.00	1,035,489,900	
キヤノンマーケティングジャパン	39,800	5,016.00	199,636,800	
サンゲツ	135,200	2,903.00	392,485,600	
エービーシー・マート	7,400	2,952.00	21,844,800	

アダストリア	19,600	3,025.00	59,290,000	
丸井グループ	1,001,300	2,582.50	2,585,857,250	
ファーストリテイリング	9,700	47,530.00	461,041,000	
しずおかフィナンシャルグループ	844,900	1,540.00	1,301,146,000	
ひろぎんホールディングス	736,100	1,195.00	879,639,500	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,347,300	1,972.50	2,657,549,250	
三井住友フィナンシャルグループ	602,100	3,917.00	2,358,425,700	
みずほフィナンシャルグループ	456,600	4,360.00	1,990,776,000	
SBIホールディングス	737,100	4,553.00	3,356,016,300	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	710,700	3,043.00	2,162,660,100	
第一生命ホールディングス	225,400	4,508.00	1,016,103,200	
イオンフィナンシャルサービス	492,700	1,235.00	608,484,500	
ジャックス	8,100	3,895.00	31,549,500	
野村不動産ホールディングス	413,600	4,081.00	1,687,901,600	
東京建物	414,000	2,380.00	985,320,000	
MIXI	402,300	3,540.00	1,424,142,000	
パーソルホールディングス	1,005,200	228.20	229,386,640	
メイテックグループホールディングス	493,800	2,980.50	1,471,770,900	
合 計	47,935,200		82,655,851,530	

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	インヴィンシブル投資法人	5,200	334,880,000	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	3,194	218,789,000	
合 計		8,394	553,669,000	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

貸借対照表

(単位：円)

2025 年 2 月 20 日現在

資産の部	
流動資産	
預金	39,522,299
コール・ローン	60,646,711
株式	1,232,700,896
未収配当金	124,372
未収利息	581
流動資産合計	1,332,994,859
資産合計	1,332,994,859
負債の部	
流動負債	
未払解約金	9,980,000
流動負債合計	9,980,000
負債合計	9,980,000
純資産の部	
元本等	
元本	2,729,616,097
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	△1,406,601,238
元本等合計	1,323,014,859
純資産合計	1,323,014,859
負債純資産合計	1,332,994,859

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条及び第 61 条に従って換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025 年 2 月 20 日現在
1. 計算日における受益権の総数	2, 729, 616, 097 口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	1, 406, 601, 238 円
3. 1 口当たり純資産額 (10, 000 口当たり純資産額)	0. 4847 円 (4, 847 円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 2 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025 年 2 月 20 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025 年 2 月 20 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	57,373,056
合計	57,373,056

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 2 月 20 日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	990,000 円
期中追加設定元本額	3,237,836,526 円
期中一部解約元本額	509,210,429 円
期末元本額	2,729,616,097 円
元本の内訳※	
S B I 全世界高配当株式ファンド (年 4 回決算型)	2,439,643,810 円
S B I 全世界高配当株式ファンド (年 1 回決算型)	289,002,987 円
S B I 新興国高配当株式ファンド (適格機関投資家専用)	969,300 円

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
メキシコペソ	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	37,100	155.70	5,776,470.00	
メキシコペソ 小計		37,100		5,776,470.00 (42,693,889)	
ブラジルリアル	PETROBRAS - PETROLEO BRASIL	37,800	42.25	1,597,050.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	50,700	39.74	2,014,818.00	
	TIM SA	65,200	17.19	1,120,788.00	
ブラジルリアル 小計		153,700		4,732,656.00 (124,871,601)	
チリペソ	BANCO DE CHILE	2,181,339	125.94	274,717,833.66	
チリペソ 小計		2,181,339		274,717,833.66 (43,636,730)	
ユーロ	NATIONAL BANK OF GREECE	33,266	8.55	284,424.30	
ユーロ 小計		33,266		284,424.30 (44,825,269)	
トルコリラ	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKASI AS	41,087	202.30	8,311,900.10	
トルコリラ 小計		41,087		8,311,900.10 (34,621,557)	
ポーランドズロチ	ORLEN SA	13,214	60.79	803,279.06	
	BANK PEKAO SA	6,557	178.40	1,169,768.80	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN SA	23,892	54.26	1,296,379.92	
ポーランドズロチ 小計		43,663		3,269,427.78 (123,313,007)	
香港ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	332,000	4.23	1,404,360.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	39,000	29.75	1,160,250.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	260,000	6.01	1,562,600.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	128,000	7.80	998,400.00	
	PEOPLE'S INSURANCE CO GROUP-H	406,000	4.00	1,624,000.00	
香港ドル 小計		1,165,000		6,749,610.00 (131,144,922)	
マレーシアリングット	MALAYAN BANKING BHD	71,100	10.50	746,550.00	
マレーシアリングット 小計		71,100		746,550.00 (25,399,795)	

タイパーツ	SCB X PCL-NVDR	115,200	127.00	14,630,400.00	
タイパーツ 小計		115,200		14,630,400.00 (65,690,496)	
インドネシアルピア	ADARO ANDALAN INDONESIA PT	143,517	8,075.00	1,158,899,775.00	
	ALAMTRI RESOURCES INDONESIA TBK PT	1,692,400	2,250.00	3,807,900,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	798,900	4,700.00	3,754,830,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSERO	651,300	4,020.00	2,618,226,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	1,039,800	2,670.00	2,776,266,000.00	
インドネシアルピア 小計		4,325,917		14,116,121,775.00 (131,279,932)	
韓国ウォン	HYUNDAI MOTOR CO	534	204,000.00	108,936,000.00	
	INDUSTRIAL BANK OF KOREA	10,668	15,550.00	165,887,400.00	
	SK TELECOM	3,032	57,700.00	174,946,400.00	
韓国ウォン 小計		14,234		449,769,800.00 (47,270,805)	
新台湾ドル	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	40,000	183.50	7,340,000.00	
	MEDIATEK INC	6,000	1,540.00	9,240,000.00	
新台湾ドル 小計		46,000		16,580,000.00 (76,473,592)	
カタールリアル	INDUSTRIES QATAR	53,339	13.35	712,075.65	
カタールリアル 小計		53,339		712,075.65 (29,572,501)	
クウェートディナール	AGILITY	284,933	0.26	76,646.97	
クウェートディナール 小計		284,933		76,646.97 (37,596,871)	
アラブ首長国連邦ディルハム	ABU DHABI ISLAMIC BANK	90,304	16.22	1,464,730.88	
	EMIRATES NBD PJSC	38,392	21.40	821,588.80	
アラブ首長国連邦ディルハム 小計		128,696		2,286,319.68 (94,219,234)	
南アフリカランド	ABSA GROUP LTD	35,232	187.95	6,621,854.40	
	NEDBANK GROUP LTD	13,523	281.73	3,809,834.79	
	STANDARD BANK GROUP LTD	14,709	217.53	3,199,648.77	
	VODACOM GROUP LTD	43,340	119.00	5,157,460.00	
南アフリカランド 小計		106,804		18,788,797.96 (153,128,703)	

サウジアラビア リアル	SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	6,184	108.00	667,872.00	
サウジアラビアリアル 小計		6,184		667,872.00 (26,961,992)	
合 計		8,807,562		1,232,700,896 (1,232,700,896)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に 対する比率
メキシコペソ	株式 1 銘柄	3.23%	3.46%
ブラジルリアル	株式 3 銘柄	9.44%	10.13%
チリペソ	株式 1 銘柄	3.30%	3.54%
ユーロ	株式 1 銘柄	3.39%	3.64%
トルコリラ	株式 1 銘柄	2.62%	2.81%
ポーランドズロチ	株式 3 銘柄	9.32%	10.00%
香港ドル	株式 5 銘柄	9.91%	10.64%
マレーシアリングット	株式 1 銘柄	1.92%	2.06%
タイバーツ	株式 1 銘柄	4.97%	5.33%
インドネシアルピア	株式 5 銘柄	9.92%	10.65%
韓国ウォン	株式 3 銘柄	3.57%	3.83%
新台湾ドル	株式 2 銘柄	5.78%	6.20%
カタールリアル	株式 1 銘柄	2.24%	2.40%
クウェートディナール	株式 1 銘柄	2.84%	3.05%
アラブ首長国連邦ディルハム	株式 2 銘柄	7.12%	7.64%
南アフリカランド	株式 4 銘柄	11.57%	12.42%
サウジアラビアリアル	株式 1 銘柄	2.04%	2.19%

(注)「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

S B I 欧州高配当株式マザーファンドⅡ

貸借対照表

(単位：円)

2025 年 2 月 20 日現在

資産の部	
流動資産	
預金	4, 507, 827
コール・ローン	172, 140, 958
株式	2, 507, 616, 469
未収入金	156, 088, 398
未収配当金	3, 729, 425
未収利息	1, 650
流動資産合計	2, 844, 084, 727
資産合計	2, 844, 084, 727
負債の部	
流動負債	
未払金	117, 353, 328
未払解約金	19, 930, 000
流動負債合計	137, 283, 328
負債合計	137, 283, 328
純資産の部	
元本等	
元本	2, 581, 703, 146
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	125, 098, 253
元本等合計	2, 706, 801, 399
純資産合計	2, 706, 801, 399
負債純資産合計	2, 844, 084, 727

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条及び第 61 条に従って換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025 年 2 月 20 日現在
1. 計算日における受益権の総数	2, 581, 703, 146 口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1 口当たり純資産額 (10, 000 口当たり純資産額)	1. 0485 円 (10, 485 円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 2 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025 年 2 月 20 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025 年 2 月 20 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	143, 519, 473
合計	143, 519, 473

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 2 月 20 日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	524, 100, 000 円
期中追加設定元本額	2, 537, 008, 106 円
期中一部解約元本額	479, 404, 960 円
期末元本額	2, 581, 703, 146 円
元本の内訳※	
S B I 全世界高配当株式ファンド (年 4 回決算型)	2, 307, 829, 433 円
S B I 全世界高配当株式ファンド (年 1 回決算型)	273, 873, 713 円

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ユーロ	GAZTRANSPORT ET TECHNIGA SA	2,336	135.40	316,294.40	
	REPSOL SA	18,396	12.17	223,971.30	
	TOTALENERGIES SE	3,358	58.71	197,148.18	
	BASF SE	3,209	48.09	154,320.81	
	AIRBUS SE	1,578	168.92	266,555.76	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	8,142	42.08	342,615.36	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	1,747	247.20	431,858.40	
	SIEMENS AG-REG	2,216	220.35	488,295.60	
	VINCI SA	574	108.50	62,279.00	
	AENA SME SA	1,149	214.80	246,805.20	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	1,058	82.40	87,179.20	
	FERRARI NV	148	479.30	70,936.40	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG	947	61.18	57,937.46	
	MICHELIN (CGDE)	2,594	33.60	87,158.40	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	417	36.93	15,399.81	
	VOLKSWAGEN AG	521	101.40	52,829.40	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON	447	690.90	308,832.30	
	INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL	2,179	53.70	117,012.30	
	L'OREAL	312	333.95	104,192.40	
	SANOFI	2,262	103.08	233,166.96	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA	17,782	12.12	215,606.75	
	BANCO SANTANDER SA	26,659	5.80	154,755.49	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	14,444	10.07	145,451.08	
	BAWAG GROUP AG	5,119	92.35	472,739.65	
	BNP PARIBAS	2,370	70.30	166,611.00	
	CAIXABANK SA	44,625	6.46	288,634.50	
	ERSTE GROUP BANK AG	7,568	67.00	507,056.00	
	ING GROEP NV	9,466	16.42	155,469.58	
	KBC GROUP NV	3,049	81.34	248,005.66	
	NORDEA BANK ABP	21,270	12.11	257,579.70	

	ALLIANZ SE-REG	977	320.00	312,640.00	
	AXA SA	3,052	36.77	112,222.04	
	SAP SE	2,079	276.30	574,427.70	
	TIETOEVR YJ	12,611	18.02	227,250.22	
	FREENET AG	5,478	29.70	162,696.60	
	ORANGE	25,762	10.91	281,063.42	
	TELEFONICA SA	49,193	4.09	201,297.75	
	ENEL SPA	38,558	6.82	263,158.35	
	ENGIE	22,860	15.83	361,988.10	
	IBERDROLA SA	18,423	13.42	247,328.77	
	ASML HOLDING NV	529	717.50	379,557.50	
ユーロ 小計		385,464		9,600,328.50 (1,513,011,771)	
イギリスポンド	RIO TINTO PLC	2,684	50.36	135,166.24	
	RELX PLC	4,579	39.96	182,976.84	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	8,477	30.30	256,853.10	
	IMPERIAL BRANDS PLC	12,196	27.78	338,804.88	
	ASTRAZENECA PLC	1,896	117.04	221,907.84	
	GSK PLC	6,250	14.37	89,843.75	
	HSBC HOLDINGS PLC	43,386	8.95	388,478.24	
	BT GROUP PLC	122,749	1.47	180,993.40	
	VODAFONE GROUP PLC	173,638	0.65	113,975.98	
	NATIONAL GRID PLC	11,746	9.53	111,939.38	
イギリスポンド 小計		387,601		2,020,939.65 (384,584,815)	
スイスフラン	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	1,240	178.80	221,712.00	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	87	166.50	14,485.50	
	NESTLE SA-REG	3,056	82.50	252,120.00	
	NOVARTIS AG-REG	2,721	96.59	262,821.39	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	1,014	294.70	298,825.80	
	SWISS RE AG	2,598	139.15	361,511.70	
スイスフラン 小計		10,716		1,411,476.39 (235,970,622)	
スウェーデンク ローナ	VOLVO AB-B SHS	12,164	328.80	3,999,523.20	
スウェーデンクローナ 小計		12,164		3,999,523.20 (56,393,277)	

ノルウェークローネ	AKER BP ASA	11,910	239.60	2,853,636.00	
	EQUINOR ASA	16,344	260.15	4,251,891.60	
	VEIDEKKE ASA	7,044	143.80	1,012,927.20	
	SALMAR ASA	2,985	585.50	1,747,717.50	
	DNB BANK ASA	23,131	249.80	5,778,123.80	
	TELENOR ASA	24,798	139.20	3,451,881.60	
ノルウェークローネ 小計		86,212		19,096,177.70 (259,517,054)	
デンマーククロネ	NOVO NORDISK A/S-B	4,605	597.50	2,751,487.50	
デンマーククロネ 小計		4,605		2,751,487.50 (58,138,930)	
合 計		886,762		2,507,616,469 (2,507,616,469)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	株式 41 銘柄	55.90%	60.34%
イギリスポンド	株式 10 銘柄	14.21%	15.34%
スイスフラン	株式 6 銘柄	8.72%	9.41%
スウェーデンクローナ	株式 1 銘柄	2.08%	2.25%
ノルウェークローネ	株式 6 銘柄	9.59%	10.35%
デンマーククロネ	株式 1 銘柄	2.15%	2.32%

(注)「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

貸借対照表

(単位：円)

2025 年 2 月 20 日現在

資産の部	
流動資産	
預金	65,157,726
コール・ローン	373,998,800
株式	7,898,559,112
未収配当金	17,718,934
未収利息	3,586
流動資産合計	8,355,438,158
資産合計	8,355,438,158
負債の部	
流動負債	
未払解約金	59,730,000
流動負債合計	59,730,000
負債合計	59,730,000
純資産の部	
元本等	
元本	7,383,731,412
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	911,976,746
元本等合計	8,295,708,158
純資産合計	8,295,708,158
負債純資産合計	8,355,438,158

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条及び第 61 条に従って換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025 年 2 月 20 日現在
1. 計算日における受益権の総数	7, 383, 731, 412 口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1 口当たり純資産額 (10, 000 口当たり純資産額)	1. 1235 円 (11, 235 円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 2 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025 年 2 月 20 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025 年 2 月 20 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	354, 076, 881
合計	354, 076, 881

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 2 月 20 日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1, 572, 320, 000 円
期中追加設定元本額	7, 141, 794, 064 円
期中一部解約元本額	1, 330, 382, 652 円
期末元本額	7, 383, 731, 412 円
元本の内訳※	
S B I 全世界高配当株式ファンド (年 4 回決算型)	6, 598, 608, 497 円
S B I 全世界高配当株式ファンド (年 1 回決算型)	785, 122, 915 円

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	ANTERO MIDSTREAM CORP	94,600	16.76	1,585,496.00	
	ARCHROCK INC	67,900	28.13	1,910,027.00	
	CHENIERE ENERGY INC	2,800	218.81	612,668.00	
	CHEVRON CORP	10,172	157.23	1,599,343.56	
	EXXON MOBIL CORP	7,900	110.30	871,370.00	
	KINDER MORGAN INC	56,500	26.89	1,519,285.00	
	ONEOK INC	12,400	99.20	1,230,080.00	
	WILLIAMS COS INC	31,000	58.27	1,806,370.00	
	CSG SYSTEMS INTL INC	23,500	63.80	1,499,300.00	
	INSPERITY INC	13,100	86.88	1,138,128.00	
	MARRIOTT VACATIONS WORLD	12,500	90.95	1,136,875.00	
	MCDONALD'S CORP	4,000	301.94	1,207,760.00	
	VAIL RESORTS INC	6,000	160.16	960,960.00	
	COMCAST CORP-CLASS A	24,100	36.48	879,168.00	
	HOME DEPOT INC	3,100	395.43	1,225,833.00	
	WALMART INC	12,700	104.00	1,320,800.00	
	COCA-COLA CO/THE	14,900	70.07	1,044,043.00	
	PEPSICO INC	5,500	145.81	801,955.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	10,200	149.80	1,527,960.00	
	ENERGIZER HOLDINGS INC	30,200	31.34	946,468.00	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	5,400	166.49	899,046.00	
	REYNOLDS CONSUMER PRODUCTS I	34,100	23.71	808,511.00	
	CVS HEALTH CORP	19,800	66.40	1,314,720.00	
	ABBVIE INC	5,100	197.35	1,006,485.00	
	AMGEN INC	5,600	294.27	1,647,912.00	
	JOHNSON & JOHNSON	6,600	157.89	1,042,074.00	
	MERCK & CO. INC.	8,900	85.60	761,840.00	
	PFIZER INC	40,300	25.89	1,043,367.00	
	BANK OF AMERICA CORP	30,800	46.01	1,417,108.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	7,100	279.25	1,982,675.00	

	WELLS FARGO & CO	24, 500	80. 35	1, 968, 575. 00	
	ARES CAPITAL CORP	58, 600	23. 47	1, 375, 342. 00	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	3, 600	668. 15	2, 405, 340. 00	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	6, 000	264. 32	1, 585, 920. 00	
	CISCO SYSTEMS INC	28, 300	64. 84	1, 834, 972. 00	
	AT&T INC	58, 300	26. 24	1, 529, 792. 00	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	26, 400	42. 01	1, 109, 064. 00	
	DUKE ENERGY CORP	8, 600	111. 79	961, 394. 00	
	NEXTERA ENERGY INC	12, 400	69. 06	856, 344. 00	
	SOUTHWEST GAS HOLDINGS INC	12, 700	77. 63	985, 901. 00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	4, 600	196. 32	903, 072. 00	
	アメリカドル 小計	850, 772		52, 263, 343. 56 (7, 898, 559, 112)	
	合 計	850, 772		7, 898, 559, 112 (7, 898, 559, 112)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 41 銘柄	95. 21%	100. 00%

(注)「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年2月28日現在

I 資産総額	12,452,126,411円
II 負債総額	117,911,604円
III 純資産総額（I－II）	12,334,214,807円
IV 発行済口数	11,623,590,431口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0611円
（1万口当たり純資産額）	（10,611円）

（参考）SBI日本高配当株式マザーファンド

2025年2月28日現在

I 資産総額	90,038,440,841円
II 負債総額	2,962,276,854円
III 純資産総額（I－II）	87,076,163,987円
IV 発行済口数	72,882,733,043口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1947円
（1万口当たり純資産額）	（11,947円）

（参考）SBI新興国高配当株式マザーファンド

2025年2月28日現在

I 資産総額	1,349,385,606円
II 負債総額	49,840,066円
III 純資産総額（I－II）	1,299,545,540円
IV 発行済口数	2,748,029,929口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.4729円
（1万口当たり純資産額）	（4,729円）

（参考）SBI欧州高配当株式マザーファンドII

2025年2月28日現在

I 資産総額	2,767,345,701円
II 負債総額	25,390,000円
III 純資産総額（I－II）	2,741,955,701円
IV 発行済口数	2,598,266,469口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0553円
（1万口当たり純資産額）	（10,553円）

(参考) S B I 米国高配当株式マザーファンド

2025 年 2 月 28 日現在

I	資産総額	8,219,451,019円
II	負債総額	76,070,000円
III	純資産総額 (I - II)	8,143,381,019円
IV	発行済口数	7,431,793,511口
V	1口当たり純資産額 (III / IV)	1.0957円
	(1万口当たり純資産額)	(10,957円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。

ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益証券の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

① 資本金の額(2025年2月末日現在)

(i) 資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

(ii) 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。

(iii) 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,408,348株です。

(iv) 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減

2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。

2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。

2023年4月1日に吸収合併に係る資本金4億9,500万円を引き継ぎ、同日に同額を減資しました。

② 委託会社の機構

(i) 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

(ii) 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務(投資運用業)、投資助言業務(投資助言・代理業)及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

2025年2月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2025年2月末日現在)		
ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	271	4,411,303
単位型株式投資信託	559	1,579,916
単位型公社債投資信託	71	158,759
合計	901	6,149,978

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるＳＢＩアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の財務諸表及び当事業年度の中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024 年 5 月 24 日

S B I アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 嶋 照 夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 郷 右 近 隆 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている S B I アセットマネジメント株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 38 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B I アセットマネジメント株式会社の 2024 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	801,610	1,318,220
関係会社短期貸付金	※2 2,900,000	※2 4,500,000
前払費用	47,781	75,720
未収委託者報酬	930,483	1,476,224
未収運用受託報酬	27,192	※2 20,429
その他	※2 35,928	43,335
流動資産合計	4,742,996	7,433,929
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 26,185	※1 26,047
器具備品	※1 2,592	※1 3,930
有形固定資産合計	28,778	29,977
無形固定資産		
商標権	1,261	1,860
ソフトウェア	61,598	194,084
その他	67	67
無形固定資産合計	62,926	196,011
投資その他の資産		
投資有価証券	688,191	746,394
関係会社株式	22,031	22,031
繰延税金資産	115,138	47,988
その他	30,247	41,782
投資その他の資産合計	855,609	858,197
固定資産合計	947,314	1,084,186
繰延資産		
株式交付費	2,654	1,632
繰延資産合計	2,654	1,632
資産合計	5,692,964	8,519,748

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	118,440	56,020
未払金	647,383	1,348,795
未払手数料	446,336	788,350
その他未払金	201,047	560,444
未払法人税等	159,134	162,014
未払消費税等	22,860	—
流動負債合計	947,819	1,566,829
負債合計	947,819	1,566,829
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
資本剰余金		
その他資本剰余金	3,352,137	3,847,137
資本剰余金合計	3,352,137	3,847,137
利益剰余金		
利益準備金	100,050	100,050
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	853,521	2,586,857
利益剰余金合計	953,571	2,686,907
自己株式	△63	△63
株主資本合計	4,705,845	6,934,181
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	39,299	18,737
評価・換算差額等合計	39,299	18,737
純資産合計	4,745,145	6,952,919
負債純資産合計	5,692,964	8,519,748

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	当事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,810,647	6,530,321
運用受託報酬	77,528	112,247
投資助言報酬	20	40
その他営業収益	—	17,987
営業収益計	※1 3,888,196	※1 6,660,596
営業費用		
支払手数料	1,786,085	3,002,489
広告宣伝費	4,516	1,071
調査費	129,242	279,089
委託計算費	403,078	657,400
営業雑経費	33,949	72,111
通信費	715	1,965
印刷費	25,129	57,926
協会費	8,050	12,004
諸会費	54	215
営業費用計	2,356,872	4,012,163
一般管理費		
給料	268,902	530,816
役員報酬	41,915	73,064
給料・手当	215,025	418,939
賞与	11,961	38,813
福利厚生費	33,604	85,313
交際費	15	—
寄付金	2,352	1,637
旅費交通費	1,182	2,623
租税公課	28,732	40,582
不動産賃借料	20,989	40,413
退職給付費用	5,529	31,515
固定資産減価償却費	10,208	42,089
業務委託費	54,710	56,992
消耗品費	2,298	3,711
諸経費	18,323	※2 637,135
一般管理費計	446,850	1,472,831
営業利益	1,084,473	1,175,602
営業外収益		
受取利息	※2 21,136	※2 53,147
受取配当金	80,435	1,250
投資有価証券売却益	—	131,942
雑収入	847	1,375
営業外収益計	102,419	187,715
営業外費用		
為替差損	121	1,040
株式交付費償却	1,516	1,764
営業外費用計	1,638	2,805
経常利益	1,185,254	1,360,512

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	当事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)
特別損失		
投資有価証券売却損	297,096	—
投資有価証券評価損	2,562	—
特別損失合計	299,658	—
税引前当期純利益	885,596	1,360,512
法人税、住民税及び事業税	276,030	326,163
法人税等調整額	△3,861	94,943
法人税等合計	272,169	421,107
当期純利益	613,427	939,405

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	400, 200	1, 350, 000	1, 350, 000	100, 050	240, 094	340, 144	—	2, 090, 344
当期変動額								
合併による増加		2, 002, 137	2, 002, 137			—		2, 002, 137
当期純利益					613, 427	613, 427		613, 427
自己株式の取得							△63	△63
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	2, 002, 137	2, 002, 137	—	613, 427	613, 427	△63	2, 615, 501
当期末残高	400, 200	3, 352, 137	3, 352, 137	100, 050	853, 521	953, 571	△63	4, 705, 845

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△135,145	△135,145	1,955,198
当期変動額			
合併による増加			2,002,137
当期純利益			613,427
自己株式の取得			△63
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	174,445	174,445	174,445
当期変動額合計	174,445	174,445	2,789,946
当期末残高	39,299	39,299	4,745,145

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	400,200	3,352,137	3,352,137	100,050	853,521	953,571	△63	4,705,845
当期変動額								
合併による増加		495,000	495,000		793,930	793,930		1,288,930
当期純利益					939,405	939,405		939,405
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	495,000	495,000	—	1,733,335	1,733,335	—	2,228,335
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	△63	6,934,181

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	39,299	39,299	4,745,145
当期変動額			
合併による増加			1,288,930
当期純利益			939,405
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△20,562	△20,562	△20,562
当期変動額合計	△20,562	△20,562	2,207,773
当期末残高	18,737	18,737	6,952,919

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-18年、器具備品が3-15年であります。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬	委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。
-------	---

運用受託報酬	運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。
--------	--

投資助言報酬	投資助言報酬は、対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間に渡り収益として認識されます。
--------	--

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 9,215千円 器具備品 5,643千円 合計 14,859千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 12,573千円 器具備品 6,916千円 合計 19,490千円
※2 関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。 関係会社短期貸付金 2,900,000千円 その他流動資産 23,099千円 合計 2,923,099千円	※2 関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。 関係会社短期貸付金 4,500,000千円 未収運用受託報酬 954千円 合計 4,500,954千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

営業収益は全て顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に該当するものではありません。

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
	経営管理報酬 607,052千円
関係会社からの受取利息 21,130千円	関係会社からの受取利息 48,341千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	57,400	1,042,011	—	1,099,411

(注1)当社は、2022年7月28日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

これに伴い、普通株式の発行済株式総数は、516,600株増加いたしました。

(注2)2022年8月1日を効力発生とする吸収合併に伴い、結合当事企業の既存株主に対し、存続会社である当社普通株式の割当交付を行ったことにより、525,411株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	—	18	—	18

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加18株は、単元未満株式の買取りによる増加18株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,099,411	308,937	—	1,408,348

(注) 2023年4月1日を効力発生とする吸収合併に伴い、結合当事企業の既存株主に対し、存続会社である当社普通株式の割当交付を行ったことにより、308,937株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18	—	—	18

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。また、デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。この自己設定投資信託の一部につきましては、指数先物によるデリバティブ取引にてリスクの低減を図っております。このほか、親会社に対し短期貸付を行っております。

営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、取引執行部門とヘッジ有効性の評価部門を分離し、日々評価額及び評価損益の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金・預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	688,191	688,191	—
資産計	688,191	688,191	—
デリバティブ取引(注1)	△203	△203	—

(注1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	801,610	—	—	—
関係会社短期貸付金	2,900,000	—	—	—
未収委託者報酬	930,483	—	—	—
未収運用受託報酬	27,192	—	—	—
投資有価証券	2,246	—	—	—
合計	4,661,531	—	—	—

当事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	746,394	746,394	—
資産計	746,394	746,394	—

（注1）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,318,220	—	—	—
関係会社短期貸付金	4,500,000	—	—	—
未収委託者報酬	1,476,224	—	—	—
未収運用受託報酬	20,429	—	—	—
合計	7,314,874	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託	—	688,191	—	688,191
デリバティブ取引				
指数先物関連	—	△203	—	△203
資産計	—	687,988	—	687,988

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託	—	746,394	—	746,394
資産計	—	746,394	—	746,394

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(2023年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

当事業年度(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

2. その他有価証券

前事業年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	684,519	627,800	56,719
	小計	684,519	627,800	56,719
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	3,672	3,747	△75
	小計	3,672	3,747	△75
合計		688,191	631,547	56,644

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	127,373	78,187	49,186
	小計	127,373	78,187	49,186
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	619,020	641,200	△22,179
	小計	619,020	641,200	△22,179
合計		746,394	719,387	27,007

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	311,403	—	297,096
合計	311,403	—	297,096

当事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	682,102	131,942	—
合計	682,102	131,942	—

4. 減損処理を行ったその他有価証券

前事業年度において、投資有価証券（その他有価証券の投資信託）について2,562千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2023年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	指数先物取引 買建	7,735	—	△203	△203
合計		7,735	—	△203	△203

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

当事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。このほか、グループ会社との出向者の取り扱いに関する協定書に基づき、グループ会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。なお、当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の支払額は23,640千円であります。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）5,529千円、当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）7,875千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
電話加入権 438千円	電話加入権 714千円
投資有価証券評価損 100,697	投資有価証券評価損 12,489
未払事業税 7,131	未払事業税 6,662
その他未払税金 5,470	その他未払税金 6,300
未払金 18,485	未払金 29,896
その他 258	その他 195
繰延税金資産小計 132,482	繰延税金資産小計 56,258
評価性引当額 —	評価性引当額 —
繰延税金資産合計 132,482	繰延税金資産合計 56,258
繰延税金負債	繰延税金負債
其他有価証券評価差額金 17,344	其他有価証券評価差額金 8,269
繰延税金負債合計 17,344	繰延税金負債合計 8,269
繰延税金資産の純額 115,138	繰延税金資産の純額 47,988
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

2023年3月30日開催の当社臨時株主総会において、当社を吸収合併存続会社とし、同一の親会社を持つ会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約締結の決議が承認可決され、効力発生日である2023年4月1日付をもって吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

存続会社：当社

消滅会社：新生インベストメント・マネジメント株式会社

なお、事業の内容は、いずれも投資運用業を主とする金融商品取引業であります。

(2) 企業結合日

2023年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社を消滅会社とする吸収合併。

(4) 結合後企業の名称

SBIアセットマネジメント株式会社

(5) 取引の目的

経営資源の有効活用及び最適化を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針5. 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
S B I ・ U T I インドファンド	680,260

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 (注1)	東京都港区	3,363	資産運用業、金融情報サービス事業子会社の持株会社	(被所有) 間接 93.3%	役員の兼任 データ購入 人員出向・受入 資金の貸付 (注2)	資金の貸付	2,300,000	関係会社短期貸付金	2,300,000
							貸付利息	16,111	未収利息	17,188

(注1) SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(旧商号モーニングスター株式会社)は、2023年3月30日付で商号を変更しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ウェルスアドバイザー株式会社 (注1)	東京都港区	30	投資助言業、金融情報サービス事業	—	運用への助言 資金の貸付 (注2)	資金の貸付	600,000	関係会社短期貸付金	600,000
							貸付利息	5,019	未収利息	5,019
	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	—	販売委託(注3)	販売委託支払手数料	770,398	未払金	186,563

(注1) ウェルスアドバイザー株式会社(旧商号モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社)は、2023年3月30日付で商号を変更しております。また、同日付で同一の親会社をもつイー・アドバイザー株式会社と吸収合併しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(注3) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

(旧商号モーニングスター株式会社。東京証券取引所プライム市場に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

(旧商号SBIグローバルアセットマネジメント株式会社。非上場)

SBIホールディングス株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバル アセットマネジメント株式会社	東京都港区	3,363	資産運用 業、金融情 報サービス 事業子会社 の持株会社	(被所有) 間接 97.9%	役員の兼任 経営管理 人員出向・受入 資金の貸付 (注1、2)	貸付金の 回収	3,250,000	-	-
							貸付利息 の受取	68,587	-	-
							資金貸付	4,500,000	関係会 社短期 貸付金	4,500,000
							貸付利息	48,244	未収利 息	1,010
							経営管理 報酬	607,052	未払金	333,878

(注1) 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	ウェルシアアドバイ ザリー株式会社	東京都港区	30	金融情報 サービス 事業、 投資助言業	—	資金の貸付 運用への助言 人員出向・受入 データ購入等 (注1)	貸付金の 回収	600,000	-	-
							貸付利息 の受取	5,019	-	-
							貸付利息	96		
	株式会社SBI証券	東京都港区	54,323	証券業	—	販売委託(注2)	販売委託 支払手数料	1,057,030	未払金	266,069

(注1) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(注2) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

(非上場)

SBIホールディングス株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	当事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
1株当たり純資産額	4,316円15銭	4,936円99銭
1株当たり当期純利益	664円03銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載 していません。	667円03銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載 していません。

(注) 当社は、2022年7月28日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株あたり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	当事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
当期純利益(千円)	613,427	939,405
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	613,427	939,405
期中平均株式数(株)	923,786	1,408,330

(注) 当社は、2022年7月28日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、前事業年度の期中平均株式数を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024 年 11 月 26 日

SBI アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 田 寛 照 夫

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 郷 右 近 隆 也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている SBI アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 39 期事業年度の中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBI アセットマネジメント株式会社の 2024 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象に含まれておりません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(2024年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,045,046
関係会社短期貸付金		4,500,000
前払費用		77,146
未収委託者報酬		1,704,904
未収運用受託報酬		18,828
その他		43,746
流動資産合計		8,389,671
固定資産		
有形固定資産		
建物		※124,393
器具備品		※15,606
有形固定資産合計		30,000
無形固定資産		
商標権		1,785
ソフトウェア		171,022
その他		67
無形固定資産合計		172,875
投資その他の資産		
投資有価証券		598,351
関係会社株式		22,031
繰延税金資産		69,065
その他		41,710
投資その他の資産合計		731,158
固定資産合計		934,034
繰延資産		
株式交付費		750
繰延資産合計		750
資産合計		9,324,456

(単位：千円)

当中間会計期間

(2024年 9 月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	10,292
未払金	1,494,822
未払手数料	913,940
その他未払金	580,881
未払法人税等	271,500
未払消費税等	※2 70,226
流動負債合計	1,846,841
負債合計	1,846,841
純資産の部	
株主資本	
資本金	400,200
資本剰余金	
その他資本剰余金	3,847,137
資本剰余金合計	3,847,137
利益剰余金	
利益準備金	100,050
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	3,162,847
利益剰余金合計	3,262,897
自己株式	△63
株主資本合計	7,510,172
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△32,557
評価・換算差額等合計	△32,557
純資産合計	7,477,614
負債純資産合計	9,324,456

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30 日)
営業収益	
委託者報酬	3,780,707
運用受託報酬	45,692
投資助言報酬	20
その他営業収益	31,369
営業収益計	3,857,789
営業費用	
支払手数料	1,780,463
広告宣伝費	262
委託調査費	149,773
委託計算費	392,913
営業雑経費	29,040
通信費	292
印刷費	21,612
協会費	7,052
諸会費	82
営業費用計	2,352,452
一般管理費	
給料	279,229
役員報酬	43,282
給料・手当	203,468
賞与	32,479
福利厚生費	45,007
旅費交通費	1,178
交際費	29
租税公課	37,664
不動産賃借料	18,467
退職給付費用	11,454
固定資産減価償却費	※25,827
消耗品費	1,734
事務委託費	28,127
諸経費	312,458
一般管理費計	761,180
営業利益	744,156
営業外収益	
受取利息	38,131
投資有価証券売却益	49,100
為替差益	1,018
雑収入	1,001
営業外収益計	89,251
営業外費用	
株式交付費償却	882
営業外費用計	882
経常利益	832,525

(単位：千円)

当中間会計期間

(自 2024年 4 月 1 日
至 2024年 9 月30 日)

特別損失

投資有価証券評価損	522
特別損失計	522
税引前中間純利益	832,003
法人税、住民税及び事業税	254,451
法人税等調整額	1,561
法人税等合計	256,012
中間純利益	575,990

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30 日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	△63	6,934,181
当中間期変動額								
中間純利益					575,990	575,990		575,990
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	575,990	575,990	—	575,990
当中間期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	3,162,847	3,262,897	△63	7,510,172

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	18,737	18,737	6,952,919
当中間期変動額			
中間純利益			575,990
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△51,295	△51,295	△51,295
当中間期変動額合計	△51,295	△51,295	524,695
当中間期末残高	△32,557	△32,557	7,477,614

注記事項

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8－18年、器具備品が3－15年であります。

②無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。

運用受託報酬 運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、

料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。

投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間に渡り収益として認識されます。

4. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 3年間で均等償却しております。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間 (2024年9月30日)	
建物	14,226千円
器具備品	7,439千円

※ 2 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 減価償却実施額

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
有形固定資産	2,176千円
無形固定資産	23,651千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	増加	減少	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	1,408,348	—	—	1,408,348

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	増加	減少	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式(株)	18	—	—	18

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません（(注) 1. 参照）。また、「現金・預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間（2024年9月30日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	598,351	598,351	—
資産計	598,351	598,351	—

(注) 1. 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

(注) 2. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託	—	598,351	—	598,351
資産計	—	598,351	—	598,351

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額 （千円）
子会社株式	22,031

2. その他有価証券

当中間会計期間（2024年9月30日）

区分		中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	2,526	1,600	926
	小計	2,526	1,600	926
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	595,824	643,677	△47,853
	小計	595,824	643,677	△47,853
合計		598,351	645,277	△46,926

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当中間会計期間において、投資有価証券（その他有価証券の投資信託）について522千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針3. 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客（最終受益者）情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、中間損益計算書の営業収益の10%を占める相手先がないことから、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (2024年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	5,309円56銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	7,477,614
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—
普通株式に係る 当中間会計期間末の純資産額 (千円)	7,477,614
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 当中間会計期間末の 普通株式の数 (株)	1,408,330

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益	408円99銭
(算定上の基礎)	
中間純利益 (千円)	575,990
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る 中間純利益 (千円)	575,990
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,408,330

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 前記③ならびに④に掲げるものの他、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

（1）定款の変更、その他の重要事項

①定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

②その他の重要事項

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社、及びSBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社は合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のSBIアセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

（2）訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当事項はありません。

追加型証券投資信託

S B I 全世界高配当株式ファンド（年4回決算型）

信託約款

S B I アセットマネジメント株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社

運用の基本方針

信託約款第 20 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として日本を含む世界各国の株式※に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式ならびに上場することが確認できる株式をいいます（以下、同じ）。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定めるマザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 各マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、日本を含む世界各国の株式に実質的に分散投資します。
- ② マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ③ 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ④ 各マザーファンドによる株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターン的追求を目指します。なお、各投資対象地域の投資にあたっては、それぞれの平均配当利回りが市場平均を上回るように銘柄の選定を行うことを基本とします。
- ⑤ 各マザーファンドの投資配分比率については、随時、変更します。
- ⑥ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ⑤ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%

以内とします。

- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑩ 有価証券先物取引等は、信託約款第 24 条の範囲内で行います。
- ⑪ スワップ取引は、信託約款第 25 条の範囲内で行います。

3. 分配方針

年 4 回（2 月、5 月、8 月ならびに 11 月の各 20 日。ただし、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- ① 分配対象額は、繰越分も含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
S B I 全世界高配当株式ファンド（年 4 回決算型）

信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、S B I アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 U F J 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下、この条、第 19 条第 1 項、第 19 条第 2 項および第 32 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項、第 52 条第 1 項および第 54 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、そ

れぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 29 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第 31 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の取得申込単位および価額)

第 13 条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）

（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円単位または 1 口単位とする指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に従い契約（以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。

② 第 1 項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第 46 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 40 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日に該当する日の取得申込みの場合は、前項の受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第 46 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

⑦ 前項により取得申込みの受付けが中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、第 3 項の規定に準じて算出した価額とします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振

替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 24 条および第 25 条に定めるものに限りします。）
 - ハ 金銭債権
 - ニ 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条 委託者は、信託金を、主として、SBI アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下

同じ。) および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第 18 条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第 19 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 32 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条、第 17 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条から第 25 条、第 27 条から第 29 条、第 31 条、第 35 条から第 37 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 16 条、第 17 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条から第 25 条、第 27 条から第 29 条、第 31 条、第 35 条から第 37 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 20 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 21 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りで

はありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 22 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ③ 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第 2 項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の指図)

第 24 条 委託者は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。② 委託者は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオ

プッシュ取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。

- ③ 委託者は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の指図)

第 25 条 委託者は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 26 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図)

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第 29 条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図)

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 30 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に係る外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第 32 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 33 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 34 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第 35 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

（再投資の指図）

第 36 条 委託者は、前条の規定にかかるマザーファンドの受益証券の一部解約代金、有価証券にかかる売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

ます。

(資金の借入れ)

第 37 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 38 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 39 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 40 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 21 日から 5 月 20 日、5 月 21 日から 8 月 20 日、8 月 21 日から 11 月 20 日、ならびに 11 月 21 日から翌年 2 月 20 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より 2025 年 2 月 20 日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用等)

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(第3項に規定する諸費用を除きます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等(以下「監査報酬等」といいます。)に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用(消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 - 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 - 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第4項において監査報酬等および諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(有価証券の貸付に係る報酬)

第 44 条 有価証券の貸付を行う場合には、委託者および受託者は、前条に規定する信託報酬とは別に、以下の各号により計算された金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

1. 第 27 条において有価証券の貸付を行う場合には、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）に 100 分の 50 以内の率を乗じて得た金額
 2. マザーファンドにおいて有価証券の貸付を行う場合には、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）に 100 分の 50 以内の率を乗じて得た金額（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の報酬として収受する規定のあるものに限りします。）
- ② 前項の報酬に係る消費税等に相当する金額を、報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 45 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額および第 44 条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額および第 44 条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 46 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者

を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者としします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金（第 49 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、8 営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 47 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第 48 条 受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日までに、償還金については、第 46 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第 46 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

第 49 条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に最低単位を 1 円単位または 1 口単位として指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については 1 口の整数倍とします。）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 一部解約の実行の請求を受益者がするとき、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第 1 項の規定により、一部解約の実行の請求を受け付けたときは、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 第 3 項の一部解約の価額は、原則として、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受けけないものとします。前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 50 条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が 10 億円を下回る事となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの

信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 51 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 55 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 52 条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 55 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 53 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 54 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 55 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 55 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項にお

いて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。
なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第56条 この信託は、受益者が第49条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第58条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

第59条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第60条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 61 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024 年 10 月 1 日（信託契約締結日）

2025 年 4 月 1 日（信託約款変更日）

委 託 者 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
S B I アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 梅本 賢一

受 託 者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社
取締役社長 長嶋 巖

【附表】

第1条 信託約款第13条および第49条に規定する「別に定める日」は、次の通りとします。

- ・ ニューヨークの銀行または証券取引所の休業日
- ・ 英国の銀行または証券取引所の休業日
- ・ フランクフルト証券取引所の休業日
- ・ ユーロネクスト・パリ証券取引所の休業日
- ・ スイスの銀行または証券取引所の休業日
- ・ スウェーデンの銀行または証券取引所の休業日
- ・ 香港の銀行または証券取引所の休業日
- ・ 12月24日の日本における前営業日および前々営業日
- ・ 委託者が定める日

第2条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第17条（運用の指図範囲等）に規定する「別に定めるマザーファンド」とは、次の投資信託の受益証券とします。

- ・ 国内籍親投資信託 SBI米国高配当株式マザーファンド
- ・ 国内籍親投資信託 SBI欧州高配当株式マザーファンドⅡ
- ・ 国内籍親投資信託 SBI新興国高配当株式マザーファンド
- ・ 国内籍親投資信託 SBI日本高配当株式マザーファンド

親投資信託

S B I 米国高配当株式マザーファンド

信託約款

S B I アセットマネジメント株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社

運用の基本方針

信託約款第 17 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として米国の株式※に投資し、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。

※ 米国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式ならびに上場することが確認できる株式をいいます（以下、同じ）。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターン追求をめざします。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るように銘柄の選定、投資比率の決定を行うことを基本とします。
- ② 銘柄の選定にあたっては、予想配当利回りが市場平均と比較して高い銘柄を中心に、配当の状況、企業のファンダメンタルズ要因、株価のバリュエーション等に関する評価・分析などを勘案し、投資銘柄を選別します。
- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額や流動性等も勘案しながら、各銘柄の組入比率を決定します。なお、ポートフォリオで保有する銘柄ならびに組入比率の見直しは、随時、行います。
- ④ 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。
- ⑤ 組入外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、信託約款第 21 条の範囲内で行います。
- ⑩ スワップ取引は、信託約款第 22 条の範囲内で行います。

親投資信託
S B I 米国高配当株式マザーファンド

信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、S B I アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第 16 条第 1 項および第 2 項、第 29 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 46 条第 1 項および第 2 項、第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項および第 50 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 6 条 この信託に係る受益証券（第 11 条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下第 7 条、第 43 条、第 46 条第 1 項において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 9 項第 1 号で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第 7 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする S B I アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第 26 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。)の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第 28 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行ならびに受益証券不所持の申し出)

第 11 条 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権にかかる受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申し出は、その申し出にかかる受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権にかかる受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第 4 項の規定による申し出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権にかかる受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第 5 項前段の受益権にかかる受益証券を発行しません。

⑧ 第 5 項後段の規定により提出された受益証券は、第 6 項の規定による記載または記録をした時において、無効となります。

⑨ 第 4 項の規定による申し出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第 5 項前段の受益権にかかる受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 12 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第 13 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条および第 22 条に定めるものに限ります。）
 - ハ 金銭債権
 - ニ 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 14 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第15条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の

行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。) および受託者の利害関係人、第 29 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 13 条、第 14 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 22 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条、第 32 条および第 33 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 13 条、第 14 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 22 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条、第 32 条および第 33 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 17 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 18 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第 19 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図）

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡

しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の指図)

第 21 条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図することができます。

③ 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の指図)

第 22 条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 23 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号およ

び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ④ 第 1 項の貸付にかかる品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）は、信託財産にて収受します。

(有価証券の空売りの指図)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第 26 条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 27 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(信託業務の委託等)

第 29 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 30 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 31 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第 32 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 33 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(損益の帰属)

第 34 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 35 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 8 月 21 日から翌年 8 月 20 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より 2025 年 8 月 20 日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第 38 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 39 条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

(有価証券の貸付に係る報酬)

第 40 条 有価証券の貸付を行なう場合には、委託者および受託者は、有価証券の貸付による収益から報酬を受け取るものとします。

② 前項の報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の信託財産から支弁するものとし、報酬額、支弁時期および支弁方法は別に定めます。

(利益の留保)

第 41 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 42 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 43 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に対し支払います。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 44 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(一部解約)

第 45 条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、この信託契約の一部を解約します。

② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額とします。

(信託契約の解約)

第 46 条 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 47 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 48 条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 49 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 50 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 51 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該

当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第52条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（公告）

第54条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

（運用状況に係る情報）

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024 年 10 月 1 日（信託契約締結日）

2025 年 4 月 1 日（信託約款変更日）

委 託 者 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
S B I アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 梅本 賢一

受 託 者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役社長 長島 巖

親投資信託

S B I 欧州高配当株式マザーファンドⅡ

信託約款

S B I アセットマネジメント株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社

運用の基本方針

信託約款第 17 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として欧州の株式※に投資し、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。

※ 欧州の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式ならびに上場することが確認できる株式をいいます（以下、同じ）。

2. 運用方法

(1) 投資対象

欧州の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターン追求をめざします。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るように銘柄の選定、投資比率の決定を行うことを基本とします。
- ② 銘柄の選定にあたっては、予想配当利回りが市場平均と比較して高い銘柄を中心に、配当の状況、企業のファンダメンタルズ要因、株価のバリュエーション等に関する評価・分析などを勘案し、投資銘柄を選別します。
- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額や流動性等も勘案しながら、各銘柄の組入比率を決定します。なお、ポートフォリオで保有する銘柄ならびに組入比率の見直しは、随時、行います。
- ④ 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。
- ⑤ 組入外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、信託約款第 21 条の範囲内で行います。
- ⑩ スワップ取引は、信託約款第 22 条の範囲内で行います。

親投資信託
S B I 欧州高配当株式マザーファンドⅡ

信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、S B I アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第 16 条第 1 項および第 2 項、第 29 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 46 条第 1 項および第 2 項、第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項および第 50 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 6 条 この信託に係る受益証券（第 11 条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下第 7 条、第 43 条、第 46 条第 1 項において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 9 項第 1 号で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第 7 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする S B I アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第 26 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。)の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第 28 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行ならびに受益証券不所持の申し出)

第 11 条 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権にかかる受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申し出は、その申し出にかかる受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権にかかる受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第 4 項の規定による申し出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権にかかる受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第 5 項前段の受益権にかかる受益証券を発行しません。

⑧ 第 5 項後段の規定により提出された受益証券は、第 6 項の規定による記載または記録をした時において、無効となります。

⑨ 第 4 項の規定による申し出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第 5 項前段の受益権にかかる受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 12 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第 13 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条および第 22 条に定めるものに限ります。）
 - ハ 金銭債権
 - ニ 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 14 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第15条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の

行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。) および受託者の利害関係人、第 29 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 13 条、第 14 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 22 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条、第 32 条および第 33 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 13 条、第 14 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 22 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条、第 32 条および第 33 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 17 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 18 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第 19 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図）

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡

しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の指図)

第 21 条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図することができます。

③ 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の指図)

第 22 条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 23 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号およ

び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ④ 第 1 項の貸付にかかる品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）は、信託財産にて収受します。

(有価証券の空売りの指図)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第 26 条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 27 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(信託業務の委託等)

第 29 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 30 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 31 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第 32 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 33 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(損益の帰属)

第 34 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 35 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 8 月 21 日から翌年 8 月 20 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より 2025 年 8 月 20 日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第 38 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 39 条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

(有価証券の貸付に係る報酬)

第 40 条 有価証券の貸付を行なう場合には、委託者および受託者は、有価証券の貸付による収益から報酬を受け取るものとします。

② 前項の報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の信託財産から支弁するものとし、報酬額、支弁時期および支弁方法は別に定めます。

(利益の留保)

第 41 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 42 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 43 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に対し支払います。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 44 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(一部解約)

第 45 条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、この信託契約の一部を解約します。

② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額とします。

(信託契約の解約)

第 46 条 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 47 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 48 条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 49 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 50 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 51 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該

当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第52条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（公告）

第54条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

（運用状況に係る情報）

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024 年 10 月 1 日（信託契約締結日）

2025 年 4 月 1 日（信託約款変更日）

委 託 者 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
S B I アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 梅本 賢一

受 託 者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社
取締役社長 長島 巖

親投資信託

S B I 新興国高配当株式マザーファンド

信託約款

S B I アセットマネジメント株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社

運用の基本方針

信託約款第 17 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターン追求をめざします。
- ② ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額や流動性等も勘案しながら、各銘柄の組入比率を決定します。なお、ポートフォリオで保有する銘柄ならびに組入比率の見直しは、随時、行います。
- ③ 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。
- ④ 組入外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資

産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

- ⑨ 有価証券先物取引等は、信託約款第 21 条の範囲内で行います。
- ⑩ スワップ取引は、信託約款第 22 条の範囲内で行います。

親投資信託
S B I 新興国高配当株式マザーファンド

信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、S B I アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第 16 条第 1 項および第 2 項、第 29 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 46 条第 1 項および第 2 項、第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項および第 50 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 6 条 この信託に係る受益証券（第 11 条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下第 7 条、第 43 条、第 46 条第 1 項において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 9 項第 1 号で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第 7 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする S B I アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第 26 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。)の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第 28 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行ならびに受益証券不所持の申し出)

第 11 条 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権にかかる受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申し出は、その申し出にかかる受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権にかかる受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第 4 項の規定による申し出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権にかかる受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第 5 項前段の受益権にかかる受益証券を発行しません。

⑧ 第 5 項後段の規定により提出された受益証券は、第 6 項の規定による記載または記録をした時において、無効となります。

⑨ 第 4 項の規定による申し出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第 5 項前段の受益権にかかる受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 12 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第 13 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条および第 22 条に定めるものに限ります。）
 - ハ 金銭債権
 - ニ 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 14 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第15条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の

行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。) および受託者の利害関係人、第 29 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 13 条、第 14 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 22 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条、第 32 条および第 33 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 13 条、第 14 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 22 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条、第 32 条および第 33 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 17 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 18 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第 19 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図）

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡

しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の指図)

第 21 条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図することができます。

③ 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の指図)

第 22 条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 23 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号およ

び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ④ 第 1 項の貸付にかかる品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）は、信託財産にて収受します。

(有価証券の空売りの指図)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第 26 条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 27 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(信託業務の委託等)

第 29 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 30 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 31 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第 32 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 33 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(損益の帰属)

第 34 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 35 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 12 月 21 日から翌年 12 月 20 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より 2024 年 12 月 20 日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第 38 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 39 条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

(有価証券の貸付に係る報酬)

第 40 条 有価証券の貸付を行なう場合には、委託者および受託者は、有価証券の貸付による収益から報酬を受け取るものとします。

② 前項の報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の信託財産から支弁するものとし、報酬額、支弁時期および支弁方法は別に定めます。

(利益の留保)

第 41 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 42 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 43 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に対し支払います。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 44 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(一部解約)

第 45 条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、この信託契約の一部を解約します。

② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額とします。

(信託契約の解約)

第 46 条 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項にお

いて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。
なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第52条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（公告）

第54条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

（運用状況に係る情報）

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議によ

り定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2024 年 4 月 16 日（信託契約締結日）

2025 年 4 月 1 日（信託約款変更日）

委 託 者 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
S B I アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 梅本 賢一

受 託 者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社
取締役社長 長島 巖

親投資信託

S B I 日本高配当株式マザーファンド

信託約款

S B I アセットマネジメント株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社

運用の基本方針

信託約款第 17 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として日本の株式※ に投資し、中長期的に信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

※ 日本の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式ならびに上場することが確認できる株式をいいます。以下、同じ。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指します。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るよう銘柄の選定、投資比率の決定を行なうことを基本とします。
- ② 銘柄の選定にあたっては、予想配当利回りが市場平均と比較して高い銘柄を中心に、配当の状況、企業のファンダメンタルズ要因、株価のバリュエーション等に関する評価・分析などを勘案し、投資銘柄を選別します。
- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額や流動性等も勘案しながら、各銘柄の組入比率を決定します。なお、ポートフォリオで保有する銘柄ならびに組入比率の見直しは、随時、行います。

※ 運用開始時における組入銘柄数は 30 銘柄程度が想定されていますが、市場動向などにより、想定される銘柄数から乖離した銘柄数での運用が継続されることがあります。
- ④ 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下とすることを基本とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産

総額の 5%以下とします。

- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑦ 外貨建て資産への投資は行いません。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、信託約款第 21 条の範囲内で行います。
- ⑩ スワップ取引は、信託約款第 22 条の範囲内で行います。

親投資信託
S B I 日本高配当株式マザーファンド

信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、S B I アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第 16 条第 1 項および第 2 項、第 27 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 44 条第 1 項および第 2 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項および第 48 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 6 条 この信託に係る受益証券（第 11 条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下第 7 条、第 41 条、第 44 条第 1 項において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 9 項第 1 号で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第 7 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする S B I アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び第 26 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行ならびに受益証券不所持の申し出)

第 11 条 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権にかかる受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申し出は、その申し出にかかる受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権にかかる受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第 4 項の規定による申し出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権にかかる受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第 5 項前段の受益権にかかる受益証券を発行しません。

⑧ 第 5 項後段の規定により提出された受益証券は、第 6 項の規定による記載または記録をした時において、無効となります。

⑨ 第 4 項の規定による申し出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第 5 項前段の受益権にかかる受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 12 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第 13 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条及び第22条に定めるものに限ります。）
 - ハ 金銭債権
 - ニ 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

（運用の指図範囲等）

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するもの、および第 14 号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第 15 条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第 16 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 26 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 13 条、第 14 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 22 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 30 条及び第 31 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算

で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 13 条、第 14 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 22 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 30 条及び第 31 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 17 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 18 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
- ③ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第 19 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図）

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の指図）

第 21 条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の指図）

第 22 条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限）

第 23 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超え

る額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ④ 第1項の貸付にかかる品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）は、信託財産にて収受します。

（有価証券の空売りの指図）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第26条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れ）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする

業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行によって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 28 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 29 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 31 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(損益の帰属)

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 34 条 この信託の計算期間は、毎年 10 月 11 日から翌年 10 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より 2024 年 10 月 10 日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 35 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第 36 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 37 条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

(有価証券の貸付に係る報酬)

第 38 条 有価証券の貸付を行なう場合には、委託者および受託者は、有価証券の貸付による収益から報酬を受け取るものとします。

② 前項の報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の信託財産から支弁するものとし、報酬額、支弁時期および支弁方法は別に定めます。

(利益の留保)

第 39 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 40 条 受託者は、信託終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 41 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に対し支払います。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 42 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(一部解約)

第 43 条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、この信託契約の一部を解約します。

② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額とします。

(信託契約の解約)

第 44 条 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 45 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 49 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 46 条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 49 条第 2 項の書面決議

が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 47 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 48 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 49 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 49 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 50 条 この信託は、受益者が第 43 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 44 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第 51 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(公告)

第 52 条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiam.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報)

第 53 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 54 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2023 年 12 月 12 日 (信託契約締結日)

2025 年 4 月 1 日 (信託約款変更日)

委 託 者 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
S B I アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 梅本 賢一

受 託 者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社
取締役社長 長島 巖